

平成26年3月20日

第11回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第10回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

平成26年3月20日（月曜日）午後1時開会

---

出席委員（17名）

委員長	志賀勝利君	
副委員長	鎌田礼二君	
委員	浅野敏江君	小野幸男君
	嶺岸淳一君	田中徳寿君
	香取嗣雄君	阿部かほる君
	西村勝男君	菊地進君
	志子田吉晃君	伊藤栄一君
	佐藤英治君	高橋卓也君
	小野絹子君	伊勢由典君
	曾我ミヨ君	

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君
産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君	建設部次長 兼下水道課長	千葉正君
震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君	市民総務部 政策課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君
産業環境部 環境課長	菊池有司君	建設部 都市計画課長	佐藤寛之君

建設部  
土木課長 川名信昭君  
市民総務部  
総務課長補佐  
兼総務係長 武田光由君  
水道部長 福田文弘君  
監査委員 高橋洋一君  
監査事務局長 佐藤勝美君

---

事務局出席職員氏名

事務局次長  
兼議事調査係長 宇和野浩志君  
事務局長 安藤英治君  
庶務係長 佐藤志津子君

---

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 参考人意見聴取実施要綱

1 日時

平成26年3月20日（水）午後1時～午後5時

※会議は延長される場合もあります。

2 場所

塩竈市役所 3階 本会議場

3 案件

- (1) 東日本大震災に係る一時仮置場（4カ所）の管理運営について
- (2) 危険家屋の解体について
- (3) 有価物の処理、特に越の浦に集積された非鉄有価物の処理方法、価格及び代金の流れについて
- (4) 島民給与について
- (5) その他の関連事項について

4 参考人

元塩釜市災害復旧連絡協議会会長

和田電気工事（株） 代表取締役 和田 忠氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会副会長

東華建設（株） 代表取締役 津田 清司氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会事務局

（株）千葉鳶 代表取締役 千葉 勇夫氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会会員

東北重機工事（株） 代表取締役 千葉 浩介氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会会員

（有）中沢組 代表取締役 中澤 仁氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会会員

港都設備（株） 代表取締役 大竹 敏文氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会会員

（株）八島工務店 取締役会長 八嶋 信行氏

元塩釜災害復興リサイクル会代表

（株）豊島 代表取締役 坂本 進氏

元塩釜市災害復興リサイクル会事務担当

（株）豊島 顧問 阿部 真一氏

元塩釜市災害復旧連絡協議会外部監査人

税理士法人阿部会計事務所 代表社員 阿部 喜和氏

## 5 次 第

- (1) 開会
- (2) 参考人の陳述
- (3) 委員から参考人への質疑

## 6 意見聴取時間等

- (1) 参考人の陳述 1人15分以内
- (2) 委員の質疑時間 1人おおむね30分

## 7 参考人の発言等

- (1) 参考人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- (2) 参考人の発言は、案件の範囲を超えてはならない。
- (3) 参考人の発言が、その範囲を超え、または参考人に不穏当な言動があるときは、委員長は発言を制止し、または退席させることができる。
- (4) 参考人は、委員会が特に許可した場合を除き、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。
- (5) 委員は、参考人に対して質疑することができる。なお、参考人は、委員に対して質疑

することができない。

(6) 委員は、参考人に対する質疑に際し、礼を失することのないよう心がけるとともに、追及調の発言は慎むものとする。

なお、参考人については、地方自治法第100条に基づき調査における証人とは異なり、出頭拒否や証言拒否、また、虚偽の陳述に対する罰則の規定はない。

会議に付した事件

1. 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

付議事件2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況についてを調査内容といたします。

当局より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。内形副市長。

○内形副市長 1月20日開催の第10回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会でご要求のございました資料のうち、提出可能なものに資料No.9といたしまして取りまとめ、去る3月17日にご配付させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。

○志賀委員長 それでは、市当局より資料について説明をお願いいたします。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それでは、本日配付をさせていただきました資料（その9）についてご説明をいたします。お手元にその9のほう、ご用意いただきたいと思います。

まず表紙に記載されております目次のほうごらんいただきたいと思います。1から4までの資料でございますが、1の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取り扱いについては、環境省からの通知となっております。通知の内容については、資料の10ページまでとなっております。そして資料の2から4でございますけれども、これらは1の環境省の通知に基づく災害廃棄物の処理に関する事務手続を定めました本市の実施要領となっております。資料の詳細な内容につきましては、時間の関係上省略をさせていただきます。

なお、去る1月20日開催の第10回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会にて要求のありました資料のうち、今回提出ができなかった資料についての説明のほうをさせていただきたいと存じます。委員会から要求のありました内容に関しましては、平成26年1月22日に市長名の文書によりまして旧災害復旧連絡協議会宛て、資料の提出依頼をいたしました。その後、2月3日に協議会から回答がございましたので、その内容によりご報告をさせていただきます。

まず、島民への給与支払いに関する労災、雇用保険の有無、給与台帳、雇用簿でございますけれども、労災保険につきましては各企業が1年間を通して加入しているため、業務を特定

したりあるいは島民を限定した労災保険ではないので、その領収書はないということでした。雇用保険につきましても、未加入のため領収書はないという回答でした。また給与台帳、雇用簿に関してでございますが、給与台帳についてはないという回答でした。雇用簿につきましては、いわゆる出勤簿があるということですが、今回の資料提出に当たり改めて島民の方々に意向を伺ったことを踏まえ、提出を控えたいとの回答をいただいております。

次に、浦戸一次仮置場における各業者の作業日報についてでございますが、各業者からの日報については協議会として取りまとめた上で、市へ報告、提出をしていましたが、今は残っていないという回答でした。

次に、リサイクル会から青南商事へ搬入された売払価格が明示された仕切書でございますが、協議会から有価物は市との覚書に基づき処理されており、売払価格については企業の営業行為に伴う秘密事項につき、提出できないとの回答がございました。

以上、資料の説明でございました。

○志賀委員長 以上5点につきまして、ご意見をお聞きするために参考人にご出席いただいております。本日は、10名の方に参考人としてご出席を要請いたしましたが、そのうち4名の方が都合がつかず、出席できないとのことであります。期末のお忙しい3月の時期に、きょうわざわざ参加していただいた参考人の方々に、改めて御礼申し上げます。

それでは、本日ご出席いただきました6名の参考人の方をご紹介します。元塩釜災害リサイクル会事務担当、株式会社豊島顧問、阿部真一様。元塩釜市災害復旧連絡協議会会員、港都設備（株）代表取締役、大竹敏文様。元塩釜市災害復旧連絡協議会会員、東北重機工事（株）代表取締役、千葉浩介様、元塩釜市災害復旧連絡協議会副会長、東華建設（株）代表取締役、津田清司様。元塩釜市災害復旧連絡協議会会員、有限会社中沢組代表取締役、中澤仁様。元塩釜市災害復旧連絡協議会会員、株式会社八島工務店取締役会長、八嶋信行様。

本日ご出席をいただいた参考人の方々は、以上であります。なお、八嶋会長様は通院のため、午後3時をもって退席いただきますので、よろしく願いいたします。参考人の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず特別委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。本日は、お手元にご配付の実施要項に基づき調査を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、参考人の方々は、地方自治法第100条における調査とは異なりますので、出頭拒否や証言拒否、また虚偽の陳述に対する罰則の規定はございませんので、このことを御理解の上ご発言ください。

これより参考人の陳述に入りますが、陳述の申し出がありませんので、参考人の陳述を終了いたします。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

伊勢委員。

○伊勢委員 参考人の方、大変ご苦労さまでございます。

そこで、私のほうから何点かお尋ねをしたいと思います。1つは、資料としてかなり分厚いものがありますが、最初市議会の全員協議会というものが開かれました。これは、去年の5月1日の時点です。越の浦の関係で災害廃棄物の管理業務というのがありまして、今回それぞれの参考人の方々への質疑の中でも8番目として、越の浦仮置場委託業務中平成25年6月7日の株式会社千葉鳶への支払金額3億7,771万1,810円の根拠となる作業内容についてという項目がございます。

改めて、全員協議会等の資料を再度見させていただきましたが、双方の関係でいいますと、この越の浦の決算上における総額というのは6億円、23年で2億6,174万4,000円、平成24年度が決算で3億4,030万5,000円、総額で6億204万9,000円と、こういうふうになっております。

それで、改めて私も確認をさせていただきたいんですが、これは越の浦の災害廃棄物一次仮置場の管理業務委託については、改めてこれは市の担当のほうにお聞きしたほうがいいと思うんですが、千葉鳶さんのほうが管理業務として業者として施行业者として進めていったのかどうか。まず、そこから確認させてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今伊勢委員おっしゃったとおり、これまでの参考人招致の中でも千葉鳶さんが業務、災害復旧連絡協議会がそれぞれの仮置場とか解体の業務を受託して選定するに当たり、越の浦に関しましては千葉鳶さんが中心になってやられたというのは事実でござ



ございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私も改めてきょうの特別委員会に臨むに当たって、3月18日の日に環境課のほうに伺いまして、大分分厚いファイルになっておりまして見るのちょっと苦労したんですが、確認させていただきました。そうしますと、書類としては越の浦の管理業務の関係で、平成23年の6月から平成25年の3月までというふうなたしか書類になっておって、最終的には協議会からの業務報告書、いろいろな書類があるんですが、その施工者として千葉鳶さんがやっているというのを私自身も報告して、実績の報告あるいは日報を確認させていただきました。

そこで、その管理業務の関係で、そういったことで千葉鳶さんのほうで施行業務をしていたということになっているようですけれども、そうしますと私ども一次仮置場のこういった仕事、業務についてよくわからないので、皆さんの業界のほうがよくお知りになると思うんですが、1年間それだけの仕事をやっていく中でおおよその粗利益というのはどのくらいになるのか、まずそこからお尋ねをしたいと思います。まず一次仮置場の管理業務の粗利益、消費税を差し抜いた分でどのくらい残るのか、その辺わかれば教えていただきたいと思います。

○志賀委員長 どなたに。

○伊勢委員 じゃあ、八嶋さんのほうから。

○八嶋会長 八嶋でございます。当方では施工したわけではないんですが、今までの経験上とかいろいろなことを加味しますと、粗利益としては50%くらいは出るのではないかなって、私なりの判断でございます。以上でございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました、半分が粗利益というふうに換算していいだろうと。これは経験則、八嶋さんのほうの今までの経験に基づいて。そのほか、豊島さんのほうの関係でそういった経験、こういった処分のあり方できょうお越しになっている豊島さんのほうからのお話、ご回答あれば。阿部さんですか、今までの経験の中でどうだったのか、確認させてください。

○志賀委員長 豊島の阿部さん。

○阿部顧問 私はそういう経験ありませんので、ちょっとお答えいたしかねます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 きょうは千葉鳶さんのほうが欠席ですので、本来いけばその辺を確認しておきたかったんですが、いずれにしてもそのくらいの粗利益は考えられるのかなというふうに思いま

す。そうすると、ざっと先ほど全体の業務の中で一次仮置場の業務というのは半分くらい、3億7,000万円といますから1億5,000万円くらい粗利益が残る業務をしてきたのかなというふうに思います。

そこでもう1点お尋ねをしたいのは、それらのことに関して一次仮置場から出てくる有価物についてお尋ねをしたいと思うんですね。それで、1つは搬入する際には市内で危険建物を解体したいろいろな瓦れき類、これは木材ですとかそういったもの、あるいはコンクリートの破碎したもの、壊したもの、金属類、こういうものが搬入されると思いますが、それは改めてのお尋ね、これも1回事前に何らかの形でこれまで過去の特別委員会で聞きましたが、越の浦の際には業者さんは全て有価金属も含めて分別をして搬入するというふうにお聞きしていますが、その辺について携わった業者の方で確認ができればなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。じゃあ、中澤さんのほうからお尋ねをしたいと思います。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤社長 中澤です。解体で、我々もそうなんですけれども、八嶋さんも大竹さんもそうなんですけれども、金属類、有価物らしい金属、鉄、非鉄金属と、まず鉄とアルミと銅とか何とか、皆分別して搬入しています。聞かれるだろうと思って写真持ってきたんで、これちょっと回覧してもらったほうが手っとり早いと思うんで、ちょっと回覧させていただきます。

○志賀委員長 ここではちょっとできないので、後ほどあと資料としてコピーさせていただきます。そして、各委員に配りたいと思います。

○中澤社長 わかりました。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 お手元にいつている資料、写真ですね。それは先ほどちょっと見させていただいたんですが、中澤さんのほうからその資料、自席でご説明ください。

○志賀委員長 中澤さん、よろしいですか。

○中澤社長 じゃあ、ここで説明します。

例えばですね、実際これはアルミなんですけれども、住宅のサッシ関係はこういうふうに分けて、鉄は鉄でこういうふうに分けて、みんな積んで搬入しています。これは、我々じゃなくて八嶋さんの車もそうかな。これは八嶋さん、これは時計屋さんなんですけれども、これもサッシ関係分けて、みんな分別しています。一部大竹さんのところの会社で、たまたま鉄類をスクラップ持っていったときに、越の浦の仮置場にあけた状態なんですけれども、上部

のほうにサッシ系と下のほうにトタン系の材料と分かれて搬入しています。写真もあるんで、後で見てください。

○伊勢委員 おとといですか、環境課のほうに伺った際に、越の浦の仮置場のほうに持っていき、搬入するファイルも廊下のほうにずっと並んでいました。これは担当にお聞きしますが、何社くらい搬入したのでしょうか。一次仮置場、越の浦のほうに、おおよそでいいです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 おおよそ何社ということでしたけれども、23年度につきましてはまず民・民の解体というのもございまして、いわゆる復旧連絡協議会の会員以外の方々の解体業者さんも越の浦のほうに搬入しているような状況がございます。24年度につきましては、復旧連絡協議会が中心で搬入、当然しておりますけれども、済みませんおおよそということですが、何社ということは正確にちょっと後でお教えしたいと思います。失礼します。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど中澤さんのほうから分けて搬入、これは前段の調査特別委員会でもどなたかの質問に対して搬入する際には「金属類は全部分けましたよ」と、たしか八嶋さんのご回答でも「分けました」と、こういう明確なご回答がございました。そうしますとよく当局は、最初のころはしようがないにしても、軌道に乗って危険建物解体がどんどん進んで一次仮置場のほうに持っていくときに、そういう方向であらかた処理をしたというのが今回の特別委員会の中で確認をしたかったことなんですね。そうしますと、実はリサイクル会さんのほうにお聞きをしたいんですが、阿部さんのほうにお聞きをしたいんですが、書類見ました。有価物のファイルを、このくらいの分厚いやつで23年度と24年度に分けられていまして、リサイクル協会の名前も載っていました。たしかJ F Aのほうに搬送したとかというのもちょうと見かけましたが、そういうこともあったようですが、ちょっとその辺は私の伝票を見た上での関係ですが、そうしますと協議会、それからもう1つはリサイクル会、有価物を取り扱う上でのリサイクル会の役割というのはどんなふうに捉えていけばいいのか、伺いたいと思います。

○志賀委員長 株式会社豊島、阿部様。

○阿部顧問 私は事務的なことをやっています、現場のことについては余り存じ上げないんですけれども、ただ私が聞いておりますことでは現場ではうちのほうの会員、あるいは青南商事も含めて車をやり繰りしながら車の都合がついたのを現場のほうにやりまして、現地で積

んでもらってそれを青南商事のほうに運んでいただきますというふうなことでございますので、うちのほうでは搬出だけですので、積んでもらってそして搬出していたというふうなことを聞いております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、リサイクル会で前にも資料を出していただきましたが、5社か6社くらいのリサイクル会だったと思いますが、それで1つはそうすると青南商事のほうに、例えば有価物なんかは搬送したというふうに捉えてよろしいんですか、金属類といたしますか。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 はい。これは前からうちの代表も申し上げていますように、リサイクル会でスクラップ関係につきましては協議会と話し合いをして、引き受けて青南商事のほうに全部持っていつているということでございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。その際、私青南商事さんの伝票を全部見ることはちょっとできなかったんですが、一通り見ました。ただある程度量が多いので、その際青南商事さんの一応ちょっと仕切書を見ましたら、級外A2とか斜切SBとかあらかたそういう伝票なんですけど、それはどういうことなのか。ちょっと私もしろうとなので、どういうものなのかちょっと確認をさせていただければと。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 この件につきましては、前回うちのほうの代表がこの場で申し上げておりますように、あくまでも青南商事の都合であってそのようにしたんであって、うちのほうとしては一切災害スクラップというふうなことの一本の取り扱いをしているというふうなことで、前回の代表の会議録をひとつごらんいただきたいと思います。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、リサイクル会としては一本でやっているということでの業務ですと、こういうことですね。そうすると、ちょっと私もわからないので教えてください。これは担当のほうにむしろ聞いたほうがいいのかと思いますが、専門用語なので斜切SAとか青南商事に搬送した、これは平成23年の仕切書を見ますと、平成23年の1月あたりからかなと思うんですが、ごめんなさいね、間違っていたら。あと、最終的には平成24年の2月、ずっと一次仮置場のほうの業務が終わっていく中で、大体平成24年の7月ころまでかな、8月ころま

での、ああ10月までですか、ごめんなさい。メモを見ましたら、大体11月、12月、そして翌年の平成25年の2月ころまで、3月まであるんですが、今述べた斜切SAとかSBというんですか、その辺の用語との関連でこれはどういう金属なのか、ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えします。

それでは、先ほど伊勢委員さんからお話あった越の浦に搬入をしている業者の種類というか総数ということでしたけれども、5月1日の一番最初の全員協議会の資料の別冊1のところにはですね、危険建物解体業務委託の全県分ということで、これ業者別に出ております。10ページのところに、ございますでしょうか。市委任分とあと民・民分と、あとそれを合わせた全県分ということで合計ですけれども、10ページのところで343業者ということで数字が出ておりましたので、今ちょっとこの場でご報告させていただきます。

今お尋ねの、これ一般の話になりますけれども、スクラップで例えば級外Aというようなものがどういうものかということで、その代表例ということでお話しさせていただきますが、これは済みません、私も社団法人日本鉄源協会という鉄スクラップの検収統一企画というものを見てお話しさせていただきます。まず級外Aというものにつきましては、例えば番線ありますとか針金、ワイヤーロープ、スチール家具、シャッター、カラートタン、あと自転車とか波板とか、そういったものが級外Aという形で、代表的なスクラップとして載っておるところでございます。

あと次にSAというのは、例えばということですからこれはよく大きな高層RCの建物に含まれておるであろういわゆるH鋼でありますとか鋼板、そういったものがSのAという形になっております。あと、SのBも同じく鋼板ですが、先ほどのSAよりはグレードが落ちるような形での鋼板とか大型トラックとか列車の車体とか鉄筋の丸棒とか、そういうのがSBということで、代表的な金属ということで載っておるところでございます。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、この当委員会でもよく問題になっておるわけなんです、簡単に言うと青南商事さんのほうの扱いでいうと、級外Aというのは番線だとかワイヤーとかシャッターとかカラートタンとか自転車、SAはH鋼だと。等級によると、これは認識しました。

そこで、先ほど前段の質問した中で、鉄・アルミは搬送したということのようですが、これは一次仮置場の話ですね。そうすると、今の菊池課長さんのお答えの中にはアルミ、銅、こ

のたぐいが一切入っていないんですね。そうすると、あらかじめ分別をして持ってきて、一次仮置場越の浦のほうに持ってきて、いわば管理施行者として千葉鳶さんでやっていた。そうすると、その後リサイクル協会が車で搬送して青南商事さんのほうに持っていったわけですが、そうするとよく言われる有価物で、じゃあ銅とかアルミというのはどんなふうに使われたのか。これは、当局はどうなんでしょうか、その辺は当時の担当ですから今の菊池課長さんのところでどうなのかなと言われても、ぱっと答えるのか答えないのかわかりませんが、取り扱い等はどうかだったのか。それが受けてはいるんだけど、その金属類がないというのはどういうことなのか。その辺、ご回答できますか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 済みません、当時いないと言われるとどうしようもないんですけども、災害復旧連絡協議会が危険建物解体を協定書に基づき行う、引き受けるというような中で、当然環境課も要綱をつくって、走りながらそういった要綱も作成したりして行っていましたけれども、そういった中で協議会と説明会などを開いて定期的に会合を持った中では、建物解体において発生した木くず・木材、あとコンクリートガラ、あとは有価物と、大きくこの3種類をきちんと分けて、それで持ってきていただきたいという確認を会議の中でお話しているところがございます。コンクリートガラ、あと木くず、スクラップということで、この3種類をとにかく分けて持ってきてくださいということでお話しているところがございます。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういう分け方をして、一次仮置場越の浦に持ってくることは協定上明確だと。そうすると、問題になっている有価物の関係でアルミ・銅、結構高いというようなお話も伺うわけですが、その辺がどうも先ほどの青南商事さんの伝票を見ると見当たらないような印象を受けるんですね。平成23年度から24年度、25年度、ずっとそういうふうな伝票というのがずっと積み重ねていますので、一応見た形では先ほど言った菊池課長さんの答えた範囲の中での関係でしか見当たらない。そうすると、一体そこはどこに行ったのかと。これは、千葉鳶さんにいずれは聞かざるを得ない課題なんですけど、その辺の関係がどうも不明、わからない。どうも私は疑問に思っているんです。というのは、先ほど搬送してきたものは全部分けた、協議会等でそこまで確認をしたとなると、消えた有価物、鉄以外のところはどうなっているのかと。これは、今の時点では推測はだめなんで、そこから先が不明

だというのはちょっと私はおかしいなと、いまだに調査委員会として解明できていないということになるんですよ、どうしてもね。

ですから、その辺のところは今後引き続き調べていくことになるのかなと。関連するならば、青南商事さんの一次仮置場から搬送した伝票類なんかは、全部出していただくと。やっぱりそのくらい皆さんと見ていただいて、そういったものもはっきりさせていかないと、私は、なかなかこの問題について疑問が解けない。と私は感じております。

そこで、そうしますとそういった有価物で不明分について、市の管理責任はどうだったのかという問題が私には出てくると思うんですが、その辺どうでしょうか。市の管理責任は全うしたのか、全うしていないのか。あるいは、そういったことについて施工者が千葉蔦さんだとすると、そういったことがたびたび議会で問題になっている中で、その辺ちょっと確認させてください。市の監督責任ですよ、この辺ちょっと確認させてください。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 塩竈市は災害復旧連絡協議会との協定に基づき、委託者・受託者という関係の中で塩竈の全て業者でございますので、そういう信頼関係に基づいて業務を発注しておりまして、スクラップということでは混合という形で処理するという事も確認しておりますので、そういった形で適正に処理したというふうに考えております。以上です。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 おかしいですね。混合ということをおっしゃったけれども、明らかに分けて搬送したということは、前段中澤さんのご回答の中でも八嶋さんのご回答の中でもそれから菊池環境課長の先ほどの回答の中でも、「全部分けています」と私聞いたんです。そうすると、混合というのはあり得ないですよ。スクラップで混合、あるいはスクラップの中に金属類も入っている意味合いなのかなと思いますが、それが1つです。疑問としておかしいなと思うのと。

私が問うているのは、市の監督責任としてその辺について見逃していたのか、見逃さないで監督責任を果たしたのかどうか、そこを聞いているんです。そこを聞いているんです、私は。「いや、監督していませんでした」と言うんだったら、「ああ、そうですか。そういう立場だったのか」と、これ以上のことないし、「いや、監督しました」と、どちらかの答えしかないんですよ。どちらですか。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほど菊池環境課長が申し上げた趣旨は、協議会の内部で越の浦の仮置場のほうに災害ごみのほう、解体後のごみを持ち込む際は木材とコンクリートガラとあと有価物に分けるということで、金属と混ガラと木材に分けるということでご説明を申しておりました。実際は、さらに細かく分別をいただいておりますというのが、先ほどの本日の参考人の方々のお話かと思えますけれども、私どもとしてはそういった形で有価物ということで分けていただくという協議会の申し合わせ事項に応じて、震災廃棄物の搬入表等でのくらの立方メートルが搬入されたかということ、現場を管理しておりました協議会さんのほうでチェックをいただくという搬入表のもとで管理をしていたということでございますので、そういった点については私どもとしてはきちっと管理をさせていただいておったというふうに認識しております。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちょっとかみ合わないですね。というのは、私は市の管理責任、監督責任、そういったことがあったのかどうか。だけれども、今最後の産業部長のお答えだと協議会の中でのチェックというと、不明になった分について協議会の内部の中で処理したということになりはしませんか。私はそう受けとめるんです、何ぼ聞いても。私が問うたのは、市の管理責任はちゃんと目配りがきいたんですか、きかなかったんですか、そのどちらかを聞いているわけで。そうすると協議会の中でのチェックというのは、なくなったものについてそこでチェックして不明だと、出てこない、こういうことになりはしないかなと、こういうことでお尋ねをしたわけでございます。時間も終わりましたので、まず1回目この辺で終わらせていただきます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ、私のほうからも質問させていただきます。

私は、一貫して有価物についてずっと質問させていただいているんですが、前回の特別委員会で副市長さんは価格設定について、当初はキロ当たり5円でスタートして、8円に変更されているわけですが、24年の12月に価格変更を行ったと。12月だということを前回の特別委員会でお答えになっているわけですが、これは間違いございませんか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 確認させていただきます。今おっしゃっている、5円で済んでいたのを私が言って変更したのではありません。業界のほうで、暫定5円というような取り引きをさせてい



ただきたい、処分価格にさせていただきたいということで、そういう話で進んでおりました。ただ、あの当時価格そのものがはっきりしていない中で、塩竈の独自の処分というわけにはいきませんよと。我々としては、県あるいは国、他自治体、そういった調査をした上で価格を設定をいたしたいというようなお話をさせていただきました。これは何度も申し上げておりますけれども、24年の12月19日に豊島代表のところにおじゃまいたしまして、そしてまずはこの2年間の価格の動きの中でしっかりと平均値を出させていただきたいということで、私が19日そういうお話を申し上げて、あとそれ以降15円という価格で設定をしたと。そして、それに係る処分経費等々がございますので、あとは事務的な打ち合わせをさせていただきたいということで、年の明けた1月10日に価格について、あるいは処分経費について合意いや、確認をしたということでございます。

なお、以前に私が「暫定5円、いいですよ」とか、「やってください」というような、そういう話はさせていただいておりませんので、この辺はご確認方をお願いをいたしたいと思えます。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 前回の特別委員会と同じ回答だったなというふうに思います。その中でも私申し上げたんですが、昨年10月でしたっけ、豊島さんのほうにお伺いいたしまして、その辺の経緯をちょっとお聞きしたところ、その24年の8月だというふうに私はお聞きしているんですが、それでそれまでの5円から8円になった部分の差額分3円ですか、この3円の差額分、今までのいわゆる売却分に掛けてお金を支払っているというお答えをいただいているんですが、今回参考人としてお出でいただきましたので、リサイクル会の会計をやられていた阿部さんのほうからその辺の経緯をちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○志賀委員長 具体的に何を聞きたいか、もう1回。

○鎌田委員 ですから、価格設定の件ですね。それから、差額分を支払っているということをお聞きしているわけですが、この辺についてももう一度お聞きをしたいと思えます。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 10月31日に正副委員長さんがお出でになられまして、いろいろな話の中でスクラップ代の支払い状況を教えてほしいというようなことがございました。代表と相談しまして、私が預金通帳を見ながら説明をしたわけでございますけれども、これは23年度と24年度の全体的から見れば一部を申し上げたものでありまして、全てではございません。それで、ちょ

っと皆様のお手元に配付されておるようでございますけれども、6月10日のナンバーのない資料、ちょっとこれをごらんいただきたいと思うんですけれども、6月10日のナンバーのない資料の29ページ。よろしいでしょうか。私もこの資料を市のほうからいただきまして、これと照合したわけでございますけれども、処理量、それから受入金額とも全て一致しておりますので、この資料のとおりでございます。処理量・受入金額とも、これと全て一致しておるということをご回答申し上げます。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 話がぐっと進んでしまったわけですが、まず1つ確認をしておきたいんですが、その価格の変更について、阿部さんはあそこに一緒に豊島の社長さんとおられたかと思うんですが、あの折には8月にそういった話をしていると。そして、先ほど話をされたことに入って行くわけですが、8月に23年度分の差額分をお支払いしていると。そのときの金額、教えてもらった金額については364万2,844円だったと思うんですね。メモを取っておきましたので、それで割り出すと、3円で割り出すと約1,214トンになると。今までの5円で処理してきた金額から今度8円に変わったわけですから、その3円分の差額をお支払いしたと。その金額が、364万2,844円になると。それから、キロ3円ですから3円で割っていくと、1,214トンになると。そうすると、この市当局で出されている処理量、今お示しになりました資料のナンバーのない平成26年6月10日の資料によりますと、この29ページによりますと、越の浦での23年度の処理量は2,099トンになると。細かく言えばと110キログラムプラスというふうになるわけですが、差があるわけですね。数量の差が出てきますが、この処理量の差はどうして差があるのかなという疑問が出てくるわけですが、市当局ではこれをどういうふうに捉えるでしょうか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 鎌田委員に申し上げます。あくまでも価格決定したのは24年の1月、いや25年の1月の10日でございますので、それまで5円から8円になったわけですが、その差額の3円というのはどうしても例えば精算するとなれば、それ以降の話でございます。それ以前の話をするならば、暫定5円で業界のほうではそういったような計算をしていたということは、我々伺っています。しかしその5円でいけませんよと、何度も申し上げますけれども暫定5円ではいけませんと。きちっとした裏付けのある数字で、きちっと我々は処分価格を決定しますからということでございますので、今おっしゃっている8月の、例えば何百万円

というお話がありましたけれども、それを3で割り返してもちょっと出てこない数字だと思うんですが、どうぞよろしく。阿部さんのほうにも、またお伺いしていただいても結構でございます。どうぞ。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あそこでお聞きした差額を、23年度分を支払っていると。これも金額364万2,844円ということで、私はあのときに記憶しているわけですが、金額は間違いないでしょうか。その差額分を支払っているということでしたよね。そこちょっとお聞きしたいんですが、阿部さん。

○志賀委員長 豊島、阿部さん。

○阿部顧問 あのときは、通帳を見ながらいろいろお話ししていましたので。ただ、どういう部分だったのかというのまではちょっと記憶にございません。ただ、20カ月の間には出し入れもありますので、ただ5円とか差額の3円とか、うちのほうの通帳からすればそれだけでは済まなかったんだというふうなことで、最終的に先ほど言った処理状況一覧には、これはこのとおりだということしか申し上げられないということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 あの折には、通帳をもとに一個一個読んでいただきまして、メモを委員長がとって、私も見させていただいてという形で帰ってきました。ですから、金額は間違いないと思います、まずね。それで、そのほかのやつもいろいろ24年の4月から7月までの分も2回目に振り込みましたよということで、これもご説明いただきました。これについては、135万1,281円です。それから、それ以降についても述べていただいて、メモを取ってきました。それぞれの報告いただいた数量を、差額分ありますから3円の分、一番端的にわかりやすいのは23年度分が一番わかりやすいと思うんですね。3円で割り出しすると、いわゆるトン数的には1,214トンになると。市当局の資料によると2,099トンですかになるということで、全く差が出てきているというところがあるんですね。ですから、これは不思議といえば不思議で、私が首をかしげるところであって、いわゆる今まで5円でやってきたやつを調整のために、3円の分で今までの平成25年度分を支払っていると。その金額から割り出すと差が出るということはなぜなのかということになるわけですが。これ不思議なことで、今首をかしげられても私はちょっと納得できない話なんですけどね。

こればっかしちょっと話しているとあれなので、次に移らせていただきますが、先ほどの

有価物の関連ですが、ちょっと私、今、伊勢議員が質問された中で勘違いがあるのかもしれませんが、その有価物の流れについて再度ちょっと確認してから入っていきたいんですが、私個人として今までのこの委員会で話をしてきたのは、危険物家屋の解体に関してはやっぱり屋根がわらを下ろすとかトタンを剥がすとか、それからもちろん家具は出ているんでしょうから、あとはサッシを外すとか、そしてそれから解体に入ると。解体しても、先ほど言ったように報告をしていただきましたが、鉄骨は鉄骨、それからブリキはブリキやら、あとはアルミサッシはアルミと分けるのが普通であって、それが特別な解体方法ではないということ、どなたか業者の方来られているのですが、どなたかその辺。私が言ったことは特殊なことなのか、当たり前なことなのか、ちょっとそこを確認してください。

○志賀委員長 指名してください。

○鎌田委員 大竹さんに。じゃあお願いしたいと思います。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹社長 じゃあ、お答えします。間違いございません。そのとおりでございます、と私は思います。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。多分、みんな業者の方はそうされたんだろうと、そして先ほど写真まで見せていただきました。ですから、ほとんどの業者はそうされたんだろうと。それを、流れとしては青南商事に直接行くのではなくて、越の浦に運んでいるわけですよ。そこも確認したいんですが、八嶋さんにじゃあお願いします。

○鎌田委員 八嶋さん。

○八嶋会長 そのように現場で解体して分別したやつは、直接越の浦のほうに分別したままで搬入しました。そうでないと、現地では受け入れてもらえなかったんですよ。拒否されたんです。はっきり言って、だから、きちっと種別して越の浦に搬入したというふうなことです。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 八嶋さんにはこの間も参考人として来ていただいた折に、そうしないと受け入れていただけなかったということは、私も記憶の中に入っております。そんなわけで、ほとんどの業者の方々はそのような解体方法で進めて、越の浦に運んだというふうになるわけです。その中で、リサイクルセンターのほうで会計やられた阿部さんはその中身まではよくわからな

いということですね。でも本当にそうかなと、大体何々入っているというのは見ているような気がするんですが、そういう分別されて。その辺、ちょっともう一度確認したいと思います。伊勢議員も確認されたと思うんですが。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 先ほども申し上げましたように、私は現場のほうにはほとんど行っておりません。基本うちのほうの代表がいろいろ毎日現場のほうに行って、現場と打ち合わせをしながらやっていますし、伝票類も代表に持ってきてもらってその伝票を私が集計しているとか、そういうふうな状態でございますので、私はちょっと残念ながら現場のことについては把握しておりません。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今伝票という話が出ましたが、そうすると解体された会社の方々は今例えば銅が約何トンくらいとか、いや、何トンというのではないね、銅はね。鉄が何トンとか何が何トンくらいだというやつを、ある程度の明細票みたいな伝票をリサイクルセンターのほうに出されているのでしょうか。これについては、中澤さんをお願いしたいと思います。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤社長 お答えします。その伝票は、納品伝票も受理票もいただいておりませんので、トン数に関してはわかりません。ただ、概略で4トンダンプで何台とか、そんな感じですね。詳しくは全然わかりません。（「書類はあるんでしょう」の声あり）書類はありません。返ってきません。納品書も受理票もありません。我々何もわかりません。その辺は、管理している千葉篤さんに聞いてほしいです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 普通は、どこに何を持っていけばこれこれ、例えば概略「何トン車で1台鉄骨を受け取りました」とか、品物であれば「段ボールでこういったものが何箱受け取りました」というような、いわゆるそういった受領書といいますか、そういうのは出すのが普通じゃないのかなって私は思うんですが、ほかの業者の方もただ持って行って、それで終わりだったのでしょか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。そうすると、残りの八嶋さんと大竹さんにちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員 八嶋さん。

○八嶋会長 中澤さんの答えと同様です。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹社長 私もそうです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。そうすると、持って行って終わりだったと。そして、持っていった証拠自体は余りないと。あるとすれば、先ほど写真か何かをみんな業者の方撮られているので、写真くらいしかないということでもよろしいんですかね。そうすると、それをリサイクル会といいますか越の浦に運んだと、それをなぜ混合スクラップとして、先ほど話出ましたよね、混合スクラップとして処理する意味があるのかと。名称からいったら、今までせつかくアルミやら鉄やら分けたやつをみんなひっくるめて、山積みにしてそのままただ処理したという、言葉上そういうふうになるんじゃないかと私は思うんですが。なぜ混合スクラップという処理の仕方になっているのか。

そして先ほども出ましたけれども、この資料、25年12月27日の資料、(その6)の1ページから3ページですね、これは青南商事から返ってきたものです。先ほど伊勢委員からも言われましたが、ここに一切、ステンレスが若干出てきますけれども、鋼材以外は出てきません。なぜ出てこないのか、前回は質問したんですが、青南商事を見学に行った折には車を全部解体すると、それは取れるものはみんな取って、どうしても分別できないやつには裁断して細々にして、それからふるいにかけて磁石を使ったりして分けて、本当に細かなものまで分けている。最終的には、どうしても分けられないやつは人の目を使ってみんな分けているという、そこまで見てきました。ああいう会社の宣伝でそうあるので、わざわざ例えば銅やら何やら持っていったって、それがわざわざ混合して山積みにして持っていったって、銅がなくなるってことはないはずですよ。これについてどう考えるのか、端的にちょっと市当局側から回答をお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますけれども、越の浦の仮置場につきましては大変県から急遽借りまして作業を行ったということで、先ほど言った木材・混ガラ・スクラップという有価物ということで、大変ヤードが少ないということがありまして、順次もういっぱいになったときに我々との協議に基づきまして青南商事のほうに運ぶということで、協議のほうを進めているところでございます。その際につきましては、先ほど本当に何回も繰り返して恐縮ですけれども、全て混合スクラップとして持っていているということでございま

すので、ご理解をお願いします。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると混合スクラップとして、銅がここに出てきませんからね、アルミであろうが、アルミも出てこない。ステンレスであろうが、鋼材、どういう形であろうが、全部混合スクラップとしてきれいに分けてあってもそういうふう処理したということで、考え方でいいんですかね、いわゆる算定上はね。実際はきれいに分けられていると、私は思うんですよ。ね。そしてこの価格設定なんですけれども、ちょっと戻りますけれども、当初この辺の価格はいろいろ調べてみますと、キロ当たり安い時期でも10円以上であるし、高いときにはもう20円を超えちゃっていると。それも二十一、二円になっていると。こんな中で、ずっと価格変動があるにもかかわらず、いわゆる当初設定した金額でずっといくというのは、それは震災を受けた当初はそれは仕方がないにしろ、ある程度落ち着いてきて半年、1年、ましてや2年目であれば当然市場価格もそこに反映させていくのが普通ではないのかと思うんですが、そういうことはなぜやらなかったんでしょうか。それ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 鎌田委員のご質問に対しましてお答え申し上げます。

我々、早めにそういった部分の価格のあり方については決定したいということで、担当のほうにもそういった部分では指示をしてきたつもりです。しかし、なかなか価格の折り合いがつかないと。先ほど申し上げました、暫定5円でやらせてくれというふうなお話がありました。それで、また繰り返して申し上げますが、塩竈方式というわけにはいかないということで、我々調査させていただきました。そういう中で、県のほうでもそういったような混合スクラップとしての処分、そして価格もそういった部分では決定している部分ありましたので、我々は十分にそういったものを参考にさせていただきながら、そして市場価格も十分に2年間の変動を調査させていただきました。その平均が15円ということでございます。この15円、先ほど申し上げましたように塩竈方式に絶対しないというようなことで進めましたけれども、裏付けとれますように宮城県も他の自治体も大概が15円ということで、混合スクラップの価格で処分しておりますので、我々としてもそういったものを十分に参考にさせていただきながら、価格あるいは処分方法について決定させていただいたところであります。以上であります。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

話ちょっと戻りますけれども、解体の折に銅は屋根だけじゃなくて必ず各家庭にあるなというのを私は思っていて、前の質問でもさせていただいたんですが、家庭用の電灯線がありますよね。引込線やらあとは家庭内に張っている銅線は、あれ全部銅ですよね。それはどういふふうに分けられて、それも同じように出されているのか、それもちょっとお聞きしたいと思いますが。これは中澤さん、じゃあお願いしたいと思います。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤社長 銅に関しては、ちょっと変な話なんですけれども、余り言いたくないんですけれども、現場に丸めて置いておくんですよ。どこからか来て、朝の日になくなっているんですよ。恐らく、かなり泥棒がはびこって持っていかれたケースが多いですね。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。必ず銅はあるので、どうしたのかなという思いはあったんですが。この中で、今ちょっと出ましたけれどもなくなっているというところがありました。これは前置きしておきますけれども、前の特別委員会で私が前議長の話をしてきたらストップをくらってダメだったんですが、本人に質問するからダメなのであって、きょうはしません。産業建設常任委員会で、去年、おととしの11月で業者の方が横流ししている業者がいっぱいいると。俺だけじゃないとかと言っているような言葉が、そういう発言を元議長の嶺岸委員が、公明党の、言われているわけですね。その中で、まんざらうそでもないのかなというのが、そういうことなのかなと思ったりはするわけなんですけれども。本当に全部有価物を出していないのは、自社処理として処理していただいて精算したという形なのかなと思っているんですが。そういうお話は、いわゆる有価物をリサイクルセンターに持っていかずに、越の浦に持っていかずに、勝手にみんな処理しているとかっていう話は、業者をやらせていてそういった話は聞いているのでしょうか。3人ずつお聞きをしたいと思います。まずは、じゃあ中澤さんのほうから。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤社長 お答えします。有価物に関しては、それぞれなんですけれども、私どもでは皆分別して持っていくのはそうなんですけれども、業者によるんだけれども、的確にしている業者もいれば、あといろいろ話なんですけれども的確に処分している業者もあれば、不的確な業



者もいると思います。それは、我々もちょっと耳にしているんで。ということは、朝早便でトラック動いたり、夜中動いたり、あと祭日動いたりとか、処理場の現場がとまっているときに動いている可能性は結構ありました。それは、いろいろ聞いています。

○志賀委員長 八嶋さん。

○八嶋会長 銅とかの処分に関しては、ちょっと私も詳しいどういう状況で搬出処分したか、ちょっと認識はしておりません。だから、全部本当に前言ったように、瓦は瓦、ガラスはガラス、鉄は鉄、アルミはアルミ、木は木というふうな形で、コンクリートですか、分けて出したということは記憶はあるんですが、銅線1本1本、建物の中に入っているやつを引き抜いて、手でばらすような状況の作業でもなかったもんですから、それらは木材とかと一緒に混じって越の浦のほうに搬出されたのかなというような思いもあるんですが、ちょっとその辺は私どもわかりません。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹社長 お答えします。下請けによっていろいろだと思いますが、私もそんなに解体したわけではございませんけれども、私も一言言ったことは「なるべく分類して、越の浦に持っていけ。そうじゃないといろいろな問題が起きるよ」ということを言って、下請けにはそういうお話はしました。ですから、私も余り現場のことはちょっとわからないんで、今八嶋さんが言ったように木の中に入っているもんですから、そういう面でそのまま一緒に搬出していったのかな、持っていったのかなというような気はします。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 今までの話を総合すると、皆さん解体の折にはきちんと分別して越の浦に持っている。そして、越の浦から青南さんに出されている。その青南さんから返ってきているその資料をこれを見ますと、この資料6を見ますと、アルミと銅は一切入っていないと。どう考えてもおかしいというところだと思うんですがね。

これで時間も時間なので、私の質問を終わらせていただきます。

○志賀委員長 ご発言ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 私から、危険物解体で浦戸関係をちょっとさせていただきたいと思います。それで、本日は東北重機さんと東華建設さん、参考人としてありがとうございます。

それで、まず確認をしながら教えていただきたいんですが、浦戸4島の危険物解体についてですが、まず行政側から業務指示書というのが出ているはずなんですが、それは行政側から

出たのか、それとも一旦災害連絡協議会のほうが受けたんで、その業務指示というのは協議会から来たのか、それとも行政側直接から来たのか、それをちょっと東華さんと東北重機さん、それぞれお答え願いたいと思います。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 どちらから来たか私はわかりません。社長としては、わかりません。それは、事務局が打ち合わせしてやったことだと思いますので、そういう業務指示打ち合わせ事項があるということは初めからわかっていたと思いますが、どちらから来たかは私はわかりません。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 私も、業務指示書というのがあるというのはわかっていますけれども、どちらからというのはいくわかっておりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

それで、それにしてもそれぞれ島に分かれて作業したというのは事実だと思います。その件は間違いのないと思うんですが、それで危険物解体で業務指示がわかんないということなんですが、仕事をしたと。でも、じゃあ仕事をして精算したお金がどこから入金になったのか、協議会から入金になったのか、行政側から入金になったのか、その辺の確認をちょっとさせてください。お願いいたします。

○志賀委員長 どちらから。

○菊地委員 両者。

○志賀委員長 じゃあ、津田さんからお願いします。

○津田社長 支払いは、協議会のほうからいただいております。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 支払いは、協議会からいただいております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。そうすると、災害復旧連絡協議会のほうに行政側が東北重機さん、東華さんがなされた仕事を、流利的に言いますと連絡協議会がまとめて市に請求したと。それをもって、市が連絡協議会に払って、それを東華さんと東北重機さんに払ったという構図が今はっきりしたわけです。そうすると大変、そこ端的にお伺いしますと、いわゆる寒風沢を中心に、野々島を中心に仕事をした、桂島を中心に仕事をなされた中で、ほかの島の分もされたとい

うふうにお伺いしているんですが、それは承知していますでしょうか。

○志賀委員長 もうちょっとわかりやすく説明しないと。

○菊地委員 例えば東華さんが受け持った野々島でしたっけ、野々島の仕事をしていたんですけども、桂島の仕事もあった、寒風沢の仕事もあったというふうに理解してよろしいのでしょうか。それとも、野々島だったら野々島だけなんではないでしょうか。

あと、東北重機さんのほうには桂島の仕事を中心になされたと思うんですが、野々島のもしたのか、あと寒風沢のもしたのか、「いや、うちでは野々島だったら野々島だけで手いっぱいだから、しませんでしたよ」というのか、それだけちょっと確認させてください。両者、お願いします。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 私のほうで受け持ちましたのは、桂島と野々島でございます。それをほとんど手をかけております。そして、その前段にあのような大津波がまいりまして、我が社の船舶十数隻全部無事だったものですから、船員も無事だったものですから、資材・機材運び出したりは4島受け持って、それは東華建設は桂島と野々島でございます。東北重機さんは寒風沢と朴島の工事はなされたんですが、重機運搬等はあの状況下では我が社しか物運搬はできる状況じゃなかったんです。好き・きらいとか、そういうことじゃございません。能力的には我が社しかできなかったんです。誰もできなかったんです。それで話し合った結果、東華建設の分も重機さんの分もすぐに対応する重機を運んで、何かにしたのは、部分的にはそういうふうにしたのが形でございます。以上でございます。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 今お話ありましたように、私どもは寒風沢と朴島を担当いたしました。それ以外があるかというご質問ですけれども、その件に関してはちょっと私の担当じゃないのでよくわかりませんが、とにかく見ると聞くとでは全然違いまして甚大な被害でございましたので、例えば桂島に応援とか野々島に応援とか例えばあるにしても、それはあの状況下でみんなで協力してやるというのは当たり前なことで、我々としては寒風沢と朴島を担当いたしました。そういう担当者間であればそういうことがあったのかもわかりませんが、お答えになっているかどうかちょっとわかりませんが、私どもは寒風沢と朴島を担当いたしました。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございました。東華さんにおかれましては、船が残っていたんで船を全面的に活用して、災害復旧・復興に尽力されたと、本当にご苦労さまだと思います。

それで、指示書関係なるものは余り存じていないことなんです、問題なのは例えば野々島におかれまして資料ナンバーでいうと、11月27日に出され（その6）の資料関係でいいますと、いわゆる書類関係で社長さんはそこまで、細かいところまで知らないというかわかんないんですが、例えば登記上の平米数よりも非常に大きく解体されている。それは何なのかなと。そうすると、1軒当たり大体見ますと800万円くらいの解体になっている。しかしながら、登記上はその半分以下、4分の1くらいの登記の建物しかないのに、そういうものすごい金額がなされているんで、それは東北重機さん及び東華建設さんでそういった膨れ上がっていた数字だのっていうのはご存じだったのかどうか、それをちょっと確認させてください。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 場所についてどこのことを申し上げているかわかりませんが、当社がやらせていただいた分については過去に提出している書類のとおりだと思います。しかし、中身、今、お答えできない、わからないのは、過去の2回のこのような会合のときも出たのを記憶しているんですけども、市当局さんがいろいろ協議会の事務局と話をし、我々は実働部隊なので仕事はやったんですけども、計画された場所その位置の面積の違ったものに何かがあるというのは、それは私どもではわからないんです。出すときは協議会に、Aの場所に何平方メートルか何百平方メートルで幾らですというのはきちんきちんと出して、先ほど言われた協議書は私がわからないだけで、社員は市から協議会に協議書、出たのをコピーもらって、社員本人は持っているかもしれません。私現場にほとんど行きませんので、パトロール等には行きますけれども、その作業やっているときはいないもんですから、書類も安全の書類、見るような程度で、だからその書類皆あるのをチェックは私はしておりませんからさっきの言葉で、私がそこ知らないだけで、きちんとなっているはずですよ。

それから今の平米数違うのは、事務局か当局さんでないと、私にはちょっとお答えしかねるんです。わかればお答えしますが、何と何が何かの事情でそのそばにあったのを足したとかというの、過去にはあったようですから、もしそういう質問で今なさっているとすれば、我が社がやらせていただいたものの中に何か1つか2つか3つ一緒になっているというのは、あるかもしれません。それは私どもではわからないんで、事務局か当局にお尋ねいただければ

ばありがたいです。以上です。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 私どもの提出資料は、私は何度も島に行きまして社員に檄を飛ばしたり、一生懸命やっている人たちに「ありがとうね」って言ったり、島の人たちにも「元気出してね」と言ったり、行きました。その折に、私どもの社員はいちいちスケール当てまして、きちっと図って提出しております。写真も全て撮ってあるはずですよ。そうやって提出してあります。これはきちっとしたものが、毎日そういう仕事をしておりましたので、出してあると思います。これに関して、何か多いとかどうのというのは、私どもないと思います。それが私の答えられる全てなんですけど、今、東華さんがご答弁されたようにそれ以外のことというのはちょっと我々にはわかりかねます。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろご説明、そして教えていただきましてありがとうございます。大変参考になっております。それで、流れる的に東華さん、そして、東北重機さんは本当に浦戸の危険物解体を一生懸命なされたという事実がはっきりしてきたわけです。

そこで、先ほど前段に申し上げましたほかの島のやったかどうかというのは、なかなかわからないという話なんですけど、そうすると仕事の指示書が例えば会社に行って、それを社員の方にやって、今回は「ここだよ、ここだよ」とやって写真を添えて請求を協議会のほうに出すというふうな流れでよろしいんでしょうか。そうだと思うんですけど、それでよろしいかどうか確認だけさせてください。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 ただいまの話のとおりでございます。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 そのとおりです。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。やっぱりちゃんと仕事をなされていた。そうすると我々が疑問に残るのは、大切な税金が本当に使われたのかどうかというのが、我々の委員会の役割でございます。というのも、市民から昨年3月末から数回にわたって新聞に出たものですから、市民の方から「あなたたち議員、何やっているんだ。ちゃんと調査して、いいか悪いかそれだけをちゃんと調査をして、あと報告しなさい」と言われているので、こういう聞

き方をしております。

それで、今、東華さんと東北重機さんがちゃんと仕事をしていたと。そこで問題なのが、当局にお伺いします。当該同士こっちは出したというのが、なぜ東華さんの仕事の分と東北重機さんの仕事の分が併合されて請求がなされて表に出てくるのか。それが、なかなか我々がわからない。今2人の業者さんも「ちゃんとうちらほうは割り当てられた島の仕事をして、写真も添えて協議会のほうに請求を出してもらっているんだ」と。そうすると、そこで前段でも質問しましたが、なぜほかの島のも入って請求になるのか、それがわからないんですよ。

そして、それが本当に数字的に合っていればいいんだけども、なかなか合わせられないとか合わないとか、本当になぜそういう難しい仕事になされて、市のほうに請求されているのか、またそれを市がどうして検収をして支払ったのか。大切な税金の請求が来て、「はい。あなたたちと信頼関係がありますから、いいですよ」ってやったものなのか、ある程度検収をして「ここと、ここと、ここ」というふうにしてやったのか、それが我々はわからないので、ちゃんと説明をしていただきたい。でないと、なかなか調べていってもなぜなのかなという思いがしますので、明快にわかるのであれば協議会さんのほうの出された請求書関係をちゃんと精査して、ここは間違いありませんってやったものなのか、それとも出されたものを税金を支払いしたのか、その辺ちょっと確認させてください。これは当局にお願いいたします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 委員おっしゃっているのは、前の委員会的时候に質疑の中でございました浦戸の野々島の解体が面積が違うとか、我々ちょっとそのときのお話の中ではその1件の解体申請書類の中で他の解体申請物件もあわせて事務処理をさせていただいたということで、ご答弁申し上げたところでございます。支払いという形でちょっとまとめさせたということですので、島ごととか業者ごとということではなくて。そういったことで、繰り返しになりますけれども浦戸の建物解体につきましてはそういった重機の関係から、統一性から全部災害復旧連絡協議会に指示とかお願いをしておるところでございますので、その支払いも協議会から請求が来て、協議会にお支払いして、恐らくという申しわけありませんが、協議会の中でそういった島ごとにあとお支払いを分けていったというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 その流れはわかっているんだけど、協議会から請求されたものをどう検収したんですかというのを聞いているんですよ。さっきは東華さん、そして東北重機さんがちゃんと写真も添えていて、多分、解体前、そして解体後、何もなくなったやつを添えて出したと思うんですよね。それをまとめて協議会のほうに上げたと、その協議会がそれを当局に請求を出したと。それによって当局は、協議会から請求されたものを協議会のほうに払いましたよというそういう流れなんで、その協議会さんのほうから請求されたものの検収の仕方をどうしたんですかというのを今お伺いしているんで、お願いしたいと思います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 建物解体の業務報告という形で上がってきた際には、我々環境課の職員が現地のほうに赴いて確認をしているところでございます。ただ、とにかく浦戸が甚大な被害があったということで、その都度いろいろな形で作業の進捗状況とか見る中で、そういった終了したということで現場の確認もさせていただいてるということで、その都度その都度1件ごとに行っているということではないかもしれませんが、必ずそういった形で履行の確認はさせていただいているということで認識しております。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 行って確認していたという、だから最初に戻るとあれなんです、「指示書、ご存じですか」どうのこうのって聞いたんですけれども、それは社員はわかっているかもわからないけれども、社長さんたちはそこまでいちいち見ていなくてわからないという答えだったので、聞きませんでした。前回も聞いたんですが、いわゆる指示書のつづりの中に平米数がこのくらいありますよ、その前に申請者から災害を受けた被災届というんですか、それをもってそして今度解体をお願いしますよというのを出すときに、いろいろな書類書く欄があるんです。その中に流失というかそういうのがあるので、それも解体に入るんですかというふうな前回のやり取りがあったんで、指示書がわかっているというんであればそういうのはどうですかと聞こうと思ったんですが、それは存じていないというんで聞きませんけれども。

そういう問題があったんで、なぜ流失家屋やらそういうものがあるのか。そして、先ほど写真を撮っているというけれども、その800万円以上やられた解体の市から出されている額の写真が、解体前と解体されて更地になった写真が私は添付されているのを見たことないので、前の最初のほうの番号でいうと「0019」とか、そのものの「本-00010」とか「浦-00019」、あと「本-00215」だのっていう最初の当時の写真はあるんですが、

ほかの島のも合体したやつ写真がないもんですから、ちゃんと写真は出されているというけれども資料としてそういった登記上よりもふえている面積の部分がないんでどうなのかなという疑問を持って当局に質問して、そうしたら協議会に請求来たものを払うというんで、その辺でどうなっているのかなという確認をしたかったんで、今回東北重機さんと東華建設さんのほうに参考人としてその辺をお伺いしたいという、私がお願い申し上げた次第でございます。確認をしたくて呼び出したということです。

それで、ですから当局は、何回も言うんですが協議会さんのほう本日お見えになっていませんけれども、本当にどういうふうにしてちゃんと請求書を出して支払いしたのかなというのが、一番の疑問に残るところでございます。それがわかれば、市民の方に「ちゃんとなされて、こういうわけで業者さんは写真まで添えて協議会さんのほうに出しましたよ。それによって、行政側が出しましたよ。その出したときの検収というのが市民の一番知りたいところなんで、それがわかれば私も市民の方に「こういうわけで、こうでしたよ」というのを言いたいなと思っています。そして、調査をしたことを明らかに市民に報告したいなと思っていますので、当局で再度流失した家屋、あとなぜ請求書が東華さんが中心になってやった仕事が東北重機さんの仕事が入って請求されているのか、それは協議会の事情だっていったってその事情をちゃんとわかるように説明がなされるのかどうか、それがわからないんですよ。

例えば100平方メートルくらいして、5平方メートルとか3平方メートルの誤差があったにしても、余りにも大きな平米数の差があるんで疑問に思っています。そして、金額も840万円前後こぞってずっとありますので、その辺が1件1件だったら1件1件、そのお宅、お宅、1件、1件の仕事をなぜデータとして出さなかったのかという、そういう疑問が私たちにはありますので、それは当局のほうになぜ1件1件のデータを出せなかったのか、11月のこの特別委員会のときは「資料紛失して、どうのこうの」ってあったんですが、12月に出てきたのには登記簿の面積なんか出てきたりしていますので、その辺が一貫性が私はないと思うんで、どういうことなのかなということで確認をさせていただきたいと思います。

○志賀委員長 具体的にどういう確認を……。もう1回お願いします。

○菊地委員 検収ですね、いわゆる協議会のほうから請求出されたものを、どういう確認をしたのかというのが1点。そしてあと私たち知りたいのは、業者さんはちゃんと写真等をやっていったというのに、なぜそういうものがなくて、最初の説明では書類がそろわなかったと。でも片方ではちゃんと書類を出してやりましたよと、その差があると思うんですよ。その差を



我々は理解して「ちゃんとなさされていたんだよ」と、市民に報告したいと思いますし、またそれがなされていなければどうしてそういうふう起きたんですかとお尋ねしたいなという、それが質問の内容でございます。

○志賀委員長 わかりました。小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 それぞれの島ごとに、基本的には解体のほうはそれぞれ東華さんが桂島・野々島を中心にやっていただきましたし、東北重機は寒風沢と朴島を中心にやっていただいております。それで、これは本当に私どもの事務処理の都合ということもございませけれども、23年度の支払いを24年の5月末までにする中で、それぞれの島民の方々から提出をいただきます書類、同意書ですとかあるいは登記簿謄本ですとか、それぞれ相続等が発生する場合に必要な書類とか、そういったものがなかなかちょっとそろわないというふうな状況で、ずっと引きずってきた部分がございます。そういった中で、私どもとしましてそういった書類の支払いに際しまして、ある程度の本数をまとめて支払いをするということの業務処理のほうをさせていただいたところでございます。

結果的に、そのときにきちっと島ごとに例えば組み直しをして提出をすればよかったものを、その辺までちょっと配慮できかねておまして、災害復旧協議会様のもとでは1本なわけですけれども、それぞれその東ね方としては島がそれぞれ桂島と寒風沢が一緒になったりとか、そういったことになってしまったというふうな経過でございます。

それで、そういった東ねたものの資料に際しましても、もちろん先ほど担当課長言ったようにそれぞれの現場現場で、担当職員が行って確認をさせていただいております。あと、業者さんのほうからはスケールを当てて現場ではかって書類をつくっていただいた、図面をつくっていただいたというようなこともございますので、そういったもので確認をさせていただいておりますし、基本的には写真のほう等で確認もさせていただいております。ただ、写真についてはちょっと正直一部、私どもその後いろいろ調べておった中で、どうしても見つからないような部分なんかちょっとありますので、これは引き続き私どもまたどこかにあるはずなので、それは改めて探していきたいと思っております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 写真の件で言えば、私は施工前と施工後、必ず撮っていると思うんですよね。それが無いというのは、申し込みの中に流失という、何件かありました。その流失の分が写真がないのかなと私は考えています。だから、どういうふうになっているのかなというのが、一

番の思いでございます。本当に、市民の方にちゃんとそろっている職員はそろって出ているんですよ。でも、出ていない部分がちょっと疑問点がいっぱい残っていますので、今回参考人として本当に東北重機・千葉様と、あと東華さんの津田さんに本当に参考人として、会社の大変な時期に浦戸の解体をしていただいたという、ひしひしと伝わってきました。あとは、その事務処理の中で請求金額がちょっと我々が調査しておかしいんじゃないのという部分がありますので、それが納得できるまでちょっとあと当局から教えていただきたいと思います。

あと、時間オーバーして申しわけないんですが、津田様は連絡協議会の副会長さんをなされていたということなんで、そういった流れの中で請求関係どうしたのかなというのを、もし会運営の中でナンバー2の責任者としてのお考えがありましたら、ちょっと時間オーバーしていますが委員長のお許しをいただき、ご回答賜れば幸いに存じます。よろしくお願ひしたいと思います。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 ただいまのお話にお答えいたします。

緊急にみんなで相談して、名前は後づけだったんですけども、塩釜市災害復旧連絡協議会なる形で副会長ということでございますが、組織づくりのみんなの前で形をつくったのは私でございます。しかし、みんないる中で担当部署を決めたのも私でございます、事務局3人もそのような形で決めて、3人にやっていただいたというのも皆さんが周知の事実でございます。その中で、副会長と会長の責務はと申しますと、会合のたび、何か開かなきゃないときの相談事とか、全体の流れとか、何かふぐあいあればというときの立場でございます、仕事の流れはあるような準備なしでやった中での進め方としては100点満点ではないかもしれませんが、普通の運営ができたかなと思っています。

責任の範囲ですけども、それはそうみんなの前で決めたわけでもなく、後づけで「みんなでオール塩竈でやろう」と言ったのも、発言したのも私でございます。そして、「個人ばだめ、会社組織の人にみんなにやってもらおう」と言ったのも私です。そのようになっていると思って、事務局3人には「市当局さんと相談してやってください」というところまでが、副会長の私が話したことでございまして、その流れのとおりずっといっていると思って、今日このようなところにお呼びいただくことになるとは正直思っていませんでしたので、途中でどうのこうのということの対応策もみんなで相談するということがなかったのは事実です。その結果が、今のような形になっている。でも、私としては精いっぱい塩竈市内の業者みんな

なにそれなりの、欲出してはだめです。1億円しかやっていない人は10億円できませんから、やっぱり1億円の方は頑張って1億5,000万円か2億円というのは、技術者の数とか能力では当たり前のごさいます。そういうものの考え方で言葉には出しませんでしたけれども、そういうことだと思います。

そういう形で、各会社の今までの長年の実力から判断すれば、10億円やっている会社は10億円くらいやって当たり前、1億円の方は2億円以内でも当たり前かなと、幅はごさいますけれども、そういうものの考え方でやってきたつもりです。それ以上のことは相談もしませんし、話も出しませんから、責務も範囲も決めていませんので、会長に何責任ある、副会長に何責任あるというのは、今問われますと選挙で選んだわけでもないし緊急で役員も決めないでやったというのが本当のあの時点の3年前の姿でした。この範囲のお答えで申しわけございませぬが、以上でございませぬ。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 何点かお聞きします。

まず当局にお聞きしたいんですけれども、冒頭に提供できない資料についてご説明が幾つかありましたけれども、最初に島民給与の問題で、労災台帳について島民限定ではないので資料はないと。あと、雇用保険は入っていないと。それは理解できるんですけれども、資料はないにしても島民給与いただいた島民の方たちは労災に入っていたのかどうかは確認していただけますよね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 労災保険につきましては、私のほうもちょっと当局として後から調べるというののもちょっとおかしな話ですけれども、労働保険ということで、済みませぬ、一般的な話で。私もそんな詳しくありませんけれども、雇用保険と労災保険というふうに大きく2つ分かれておりますが、労災保険につきましては、あれは個人の掛け金というのではないということがわかっておりましたので、それについては島民の方には発生していないのかなというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 伺った趣旨が、前回か前々回に「島民給与について、あるいは業者の中で労災に入っていない労働者とかがもしいたら」という質問をした際に、産業環境部長は「そういうことは問題だ、もし入っていないようなことがあったら」というようなお答えをいただいたん

で、この協議会のほうの側から「島民限定ではないんで、資料がない」ということで納得してしまって、島民給与の対象者の方々も労災にはちゃんと入っていたのは当然確認すべき重要な問題だと思ったものですから、「そこは確認したんですね」ということを今お聞きしたいんです。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 労災保険については、島民の方々が対象になるような形で措置されていたということで、確認しております。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 それから、提供できない資料の中で給与台帳がないと。雇用簿、出勤簿については提出を控えたいと。各業者の作業日報、今は残っていないと。要するに何もないという、資料がなぜ提供できないのかについては、島民の方の事情というのは一部ご説明ありました。それはそれで認めますけれども、ないものはないんでしょうけれども、必要な資料について、しかもこの調査特別委員会の意義といいますか、そこが要求した資料について短い報告だけなんで本当はもっと詳しい事情あったのかもしれませんが、トントントンと「出せない」「出せない」「出せない」ということについて、当局はどのように元協議会の側の人たちとやり取りをしたのかお伺いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 以前にも島民給与の個人情報ということで、黒塗りというようなことでいろいろございましたけれども、そういったことで今回も協議会のほうに「委員会からの資料の要求でございます」ということは強く申し入れさせていただいたところでございますが、協議会の事務局からは事務局だけでも判断できないような部分につきましては、旧役員と申しますかそういった方々とも協議した上で、このような回答をさせていただいたということでご理解願いたいということで、そこは強く回答の話をいただきましたので、こういった形でご報告させていただきました。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 その中で、これみんな給与にかかわるんで、各業者の作業日報、「今は残っていない」というふうに、これも資料出せない理由として冒頭ご報告当局のほうからあったわけですが、これについて後で聞きますけれども、参考人の方わざわざお呼びしておりますので、リサイクル会事務局の阿部参考人とそれから中澤参考人に、この作業日報というのは

おおよそどういうことを報告しているのが作業日報なのかということ、ちょっと確認のためにお二人にお伺いしたいと思います。

○志賀委員長　じゃあ、中澤さん。

○中澤社長　作業日報は、各現場の使用機械、車、人員、作業内容等を毎日つけて提出することになっています。特に役所の仕事に関しては、大体義務づけられています。

○志賀委員長　高橋委員。

○高橋委員　それで、皆さん多分各社同じだと思うんですけども、作業日報については。特に役所については毎日提出が義務づけられていると、そのとおりだと思うんです。何月何日には何時から何時まで、どこの場所で何の作業をやったか、従事した人の個人名まできちんと報告すると。使用した機械は何か、そこまで日報用紙みたいなもので提出する仕組みになっているのかと思いますけれども。

きょうは、元協議会の会長と事務局が来られていないということもありますので、副会長でした津田参考人にお伺いしたいんですけども、この作業日報を元にして市へ、それを集約して「この作業できょうは何人、全体で」、これ実績報告書というのにまとまっていますけれども、そういう手順でつくったというふうに考えてよろしいですか、作業日報は。

○志賀委員長　津田さん。

○津田社長　基本的には、そのとおりだと思います。ただし、大分話言われている中で、スタートがちょっと違います。普通の判断するところが間違っていると思います。業務委託には日誌はつけなくてもいいことになっているものですから、作業日報。だから、自社で後で何したか数字的なののがわからなくなるから、勝手につけている場面もありますけれども、業務委託の場合は作業日報は公的にはやっていません。業務委託の場合は特にごさいません。なくても法的にはそれでいいんだそうです。なくて当たり前だと思っています。ただし、業務日誌なり指示書でつけなさいという指示書があれば、また別だと思います。普通の一般工事、今出ています災害復旧工事という工事になれば別です。これは必ずほかの方が申し上げたように必ずつけなければいけません。そこところが基本的に違いますので、あるものが当たり前だと思って話進めていただくと、そこで業者側は「いや、あの忙しさだったからつけていない」のが当たり前で、指示書だけでいいからやれってやったのが現実なものですから、日報ないのがおかしいと言われると、いかにも悪いことしたように思ってしまうので、そこだけは勘違いしないで質問していただくとありがたいんですけども。以上でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 一番最初のお話で、作業日報をもとに実績報告書をつくったというのは、基本的にはそれで間違いないということで。それで当局にお聞きしたいのは、今度はそのまとめて集約した報告に基づいて金額を算定して支払ったと、そういう手順でよろしいんですか。ちょっと確認します。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 昨年6月10日の資料で別冊でございますような、日報ということでそれぞれ日々日報は、これは協議会のほうで取りまとめたものをいただいておりますので、それに基づいてお支払いをしたということで、回答になっておりますでしょうか。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、きちんとどういう作業をして人数がどうだったのかというようなことを、協議会としては委託した業者からちゃんと報告を受けたのを集約してという、先ほどの津田参考人のご答弁でそのとおりだというふうに思うんですけども、ただ法的に義務づけられている日報ではないといっても、もともとのこれが私は原簿になると思うんです、いろいろな支払い関係も含む。そうすると作業日報、今は残っていないんだという最初の冒頭の資料説明でありましたけれども、今は残っていないということは、もとはあったと。そして、こういう資料をつくって支払いをやったということだというふうに思うんですけども、この日報が残っていないのはなぜなのか。先ほどご回答あったとおりの「義務ではないんだ」というお話はしかと受けとめましたけれども、当時あったとすれば何で残っていないのかということ、津田参考人にお伺いしたいと思います

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 その部分は、私にもわかりません。想像できますのは、ただいま申し上げましたように作業日誌、日報じゃなく業務日誌は各自つけると思います、自分がやったこと。それを日報に起こして事務局が各会社に連絡して取りまとめて当局さんに報告したのが、そういう筋書きだと今の話からそう思います。だから拾い集めてということじゃないんですけども、正規の作業日報はつけていなくて当たり前です。業務委託の場合はです。やっていないと思います。やっていたとすれば、間違いなくつけているのは業務日誌は各自各作業員がつけていますから、それから拾っていったか、抜けていたところは記憶をたどるか、あわせてそのような報告を協議会で各社から集めて当局さんに報告したのがそういう形でありますので、

今の質問でどこにあるべきものがあったのか、どうしたのかというのは、それはちょっと私  
はわかりかねます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 わかりかねるということでしたけれども、リサイクル会事務局の阿部参考人にお伺  
いしたいんですが、リサイクル会ではこの業務委託の日報はどのようにされておりましたか。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 リサイクル会は、中倉のそういう選別作業という、そういうことですね。会員6社  
からそれぞれ1カ月分の日報を出してもらいまして、それを私が集計をして、そして協議会  
のほうに毎月提出していたということでございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 よく私も細かいことわからないこともあって恐縮なんですけれども、今のリサイク  
ル会の阿部参考人のご意見でそういうふうにもし法的な縛りはなくても全部が全部やってい  
れば、この報告書への集約というのがより正確になるのかなというふうに思うんですけれど  
も。問題は、ここに一番最初のころのこの委員会で指摘した要するに島民給与について、毎  
日毎日雨が降ろうが大嵐が吹こうが同じ人数がやっていたという、現場で聞けば雨の日はや  
らなかつたと本人たちが、作業に従事した島民の人たちが言っているにもかかわらず、しか  
も同じ人数だと、毎日。日曜日以外毎日やっているということで、それに対して参考人の千  
葉篤さんが、その数字のとおりですというふうなお話をなさったわけで、私はここに島民給  
与等についての不明確な要因があるというふうに思っているんです。

そして、この実績報告書だけをもとに市が作業代金の支払いを起こしたとすれば、その原簿  
となる資料についても私は市がちゃんとして、拾い集めた業務日誌にしたってコピーを取れ  
ば済むわけですから、日報でなくても。そこまで私は市としてちゃんと管理していれば、こ  
ういうちょっとおかしいなと思うような問題はないはずだと私思うんですけれども、その辺  
市としてはどのように考えておりますか。業務日誌なり作業日報なりも、現時点でもこうい  
う問題になっているわけなんですけれども、きちんと管理監督指導する責任があったんでないか  
と私思うんですが、いかがでしょうか。当局に伺います。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 今おっしゃったように、その管理ということですが、委託と  
受託の関係の中で市は協定書に基づき、仮置場は単価契約というような形で単価の実績に基

づいてお支払いをしているということになっております。協議会のほうではそれを受けまして、業務を効率的に遂行するというようなことで、その業務をしっかりと担当できる構成会員の中から業者を選定して、最終的に受託している協議会から作業日報をきちっと受けて、市のほうでは毎日ということではちょっとなかなかいかなかったかもしれませんが、浦戸のほうにそれぞれ確認をして、履行の確認、作業の進捗状況、そういったところで現場の状況を確認した中で月々の履行の確認をしているというような状況でございました。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうしますと、要するに取りまとめた、拾ってきた日誌からの等々もあるという先ほど津田さんのお話でしたけれども、そこまできちんと市としては確認していなくて、協議会のほうがそれを集約して来た数字だけでやっているということになってしまうんですけども、そうなんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 繰り返しになりますけれども、協議会からまとめて作業の日報の提出を協定書に基づきいただいております。各それぞれかかわった、携わっていた業者からのそれぞれの業務日誌といいますかそういう日報については、確認はしておりませんでした。以上です。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 ですから、そこが私根深い問題といいますか、法的な縛りはもちろんないということとはよくわかりましたけれども、そここのところでこういう矛盾が次から次へと、この問題についてはさっき言った雨も風も雪も毎日同じ人数等々、不鮮明な部分が出かねない要因になった。別に何か協議会がごまかしたとか言っているわけじゃなくて、もともとの原簿をきちんと保持するよう指導監督する責任というのは、私、市にあると思うんですよ。そこはもう、協議会は協議会できちんとやってくれるんだから、市は一切そこまではやる必要はないんだというやり方が、こういう食い違いを生むことにもつながっているというふうに私は思うんです。そこはどうお考えでしょうか、当局にお伺いします。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 担当課長言うように、日報ということで協議会が出されたものを我々は確認しているのは確かでございます。ただし、もちろん毎日現場に事実上は行っていないわけ



ですけれども、行った折にはその人数がいるのか、こういった重機があるのかという確認をしているわけです。そういったときに、日々毎日はやっていなかったにせよ、行ったたんびにそういった確認をしている中で、それ以外のところ全てを全部確認をちょっと正直できてはいませんが、そういった確認の隙間を縫ってもし人数減るとかっていうことが、そこまでちょっともちろん考えられないわけなので、そういった中で市としては一定程度の管理をさせていただいたというふうに認識しております。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 善意で捉えれば本当に頑張ってらっしゃるなというふうにとれるんですけども、行ったときに1人、2人、3人、4人って多分数えていらっしゃるわけでは、私ないかと思えますので、そこまでの余力もきつとなかったかと思えますので、そこが問題だということをお繰り返しているわけで、これらの資料については先ほども言いました調査特別委員会としてきちんと市民、あるいは国民の税金使われるこういう事業について、きちんと調べて報告する義務がある。その委員会が要求した資料なんですから、今は出せないとか、拾ったんなら拾った日誌をコピーしたのを一緒にしてでも結構ですので、そういうのをきちんと委員会に提出するというのは私安易に「これは提出できない」「これは提出できない」というのを今回ものすごく並べられたものですから、そこまできちんとプライバシーに関することとかは別にしましても、出されるように要求して、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○志賀委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時20分といたします。

午後 3時04分 休憩

---

午後 3時20分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。なお、質疑の際には質疑を行う参考人の氏名、資料名称、該当ページ等をお示しの上ご発言くださるようお願いいたします。

志子田委員。

○志子田委員 私も何点かお尋ねします。

まず、きょうでこの調査特別委員会、第11回目の開催です。それで、たびたび参考人の方に

は参加していただいて、この調査特別委員会の議事進行にご協力いただいて、まず御礼したいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。スクラップの有価物の市の全体の数量のことについてお聞きしたいんですが、きょうは参考人の方6名出席いただいて、お一人は早退しましたけれども、残りの4名の方も参考人でお呼びしたんですけれども、ご都合が悪くてきょうは欠席ということでございますので、そちらの欠席した方には聞けないことになってしまいましたので、スクラップの市の全体の数量のことでお伺いします。

それで資料なんですけれどもね、11月27日の（その6）という資料の3ページのところに、金属スクラップ等の種別集計表というのがあります。それと、先ほども話題になりましたが、6月10日開催の委員会資料の29ページ、この2つ、両方同じような数量書いてありますが、こちらの（その6）のほうは種別の中身まで書いてあるんですよね。それで、どのくらい全体で塩竈市の瓦れき解体含めてどのくらいの金属スクラップが出たかということなんですけれども、それで当局のほうにまずお聞きしたいんですけれども、私もこの委員会始まって、あるいは委員会始まる前の議会のときから、市の瓦れき全体の量が最初の見積もった数量よりも実際に運び出された数量が大分減っているんじゃないかと。当初言われていたよりも10万トンくらい少ない瓦れきの量になっているのは、ひょっとしてこういう特に有価物みたいな金目のものは市のほうの管理の中に入らないで、金目のものだけがもう市場に出回ってしまったから瓦れきの量自体が減っているんじゃないですかということを再三聞いておりますけれども、その物的証拠はありません。それで、当局としてはこれまでの答弁では「管理している分の数量はちゃんと数量を確認して、それからお金にかえられるものはお金にかえて、返していただいています」、こういうことできょうまで、きょうで11回目ですけれども、それでずっとご答弁いただいております。

それで、きょうも鎌田委員初めこの有価物のことについていろいろ聞いていますけれども、やっぱり今でも当局としてはこの瓦れきの数量、特にこの有価物、これ以外にはもう全部管理しているから、市も管理しているし、あと一次仮置場をお任せした業者の災害復旧協議会さんのほうにお任せしているんで、数量の違いは絶対ないですと。お返ししてもらったこのトン数、29ページで言うと9,338トンの金額で7,470万円ですというお考えで、当初のとおりのお考えで今でもそのように思われているのか、お考えをお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。当局の方、どちら様でもよろしいです。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 お答えいたします。

資料（その6）の3ページでそれぞれ金属スクラップの種別の集計表等ございますけれども、災害復旧連絡協議会にお願いして処理した数量としては、これで間違いないというふうに認識しております。以上です。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 同じことを、担当の課長さんはそのように認識されておりますけれども、課長さんでなくてももう少し責任ある立場というか、ということはお金はたとえごみであっても所有者としては市になります。それで、伝票を通して処理するのにお金がかかったり、あるいは有価物として市のほうにお金が戻ってきたりするその伝票上の責任者、支払いするのは業務のほうを見るのは課長さんかもしれませんが、最終的に伝票処理して払うなりもらうなりする立場の責任者としては、その係の最高の責任者ということになるとどちら様になるのでしょうか。その責任者の方のお考えもお聞きしたいと思います、よろしくをお願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 責任者ということでございましたので、私から答えを言わせていただきます。

有価物の基本的な処理についての考え方であります。先ほど主に有価物が発生いたしますのは、危険建物解体工事ではないかなと思っております。こういった解体工事につきましては、全体の調査を事前にさせていただきました。その後、復旧連絡協議会を通じましてそれぞれの解体をすべき業者の方をあつせんをいただき、それらの方々と個別に契約を結ばさせていただいております。したがって、有価物が発生する現場はそれぞれの解体現場というふうに認識をいたしておりますが、先ほど来、いろいろ議論いただいております。塩竈市でどういう確認をしたのかというお話であります、ここはぜひご理解いただきたいんですが、例えば数百の現場に職員を一人一人張り付けることができるかということ、これはもうできないと言わざるを得ないと思っております。

したがって、私どもは発注者としての責任、それから受注いただいた方々については受注者責任で、発生した有価物については全て越の浦の処分場に集積をしていただきますということについては、協定書の中に入っているわけでありまして、したがって、全ての受注者の方々はそれぞれの危険建物解体現場から発生した有価物については、大小はありますが、越の浦の処分場にお持ち込みをいただいたということでありまして。先ほど来「銅がなかった

のではないかと、いろいろご質問いただいております。我々は、銅板も恐らくあったであろうし、アルミあるいはステンレスのものもあったということをご答弁をさせていただいているかと思えます。ただし、処分の方法といたしましては、混合スクラップという形で一括して処分をさせていただき、単価については先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、一定期間の平均値の15円という価格で処理をさせていただきました。

先ほど施工業者の方からもお話がありましたが、この有価物を持ち込むときには、例えば4トントラック、あるいは10トントラックで何台という形で、越の浦の処分場では受け入れをさせていただいております。特別トラックスケール等は用意をいたしませんでした。あらあらの整理をした上で、先ほど来、名前が出ております有価物を処分する業者の方々に持ち込む際には、当然トラックスケール等で検量をいたします。そういったものを持ちまして、ここに記載をさせていただいたということでもあります。したがって、我々はこの危険物解体工事を施工された各業者の方々は、しっかりと有価物の処分を越の浦のほうに持ち込んでいただいたという認識であります。

なお、補足をさせていただければ、それぞれの現場で例えば鉄筋コンクリート、1立法メートル当たり何キログラムくらいの鉄筋が混入するか、あるいは鉄骨コンクリートであればどれくらいのものが出るかというあらあらの数字につきましては、我々も一定程度のガイドラインを持っておりますので、そういったもので大きなチェックはさせていただいたつもりであります。余り搬入された量と我々が算定した量の違いがなかったということを持ちまして、今回のそれぞれの現場から発生しました有価物につきましては、一定程度我々のほうでお願いした形で処理をいただいたのではないかと、ということを申し上げさせていただきました。

なお、副市長からも申し上げておりますが、これは単に塩竈だけの処分の問題ではございません。県も二次処分場で処分をいただいておりますし、被災地全てがこのような有価物が発生をいたしております、その処分についてはそれぞれがどういう手順でやったかということについては、お互いが情報公開しながら内容チェックをさせていただいているところであります。先ほど申し上げましたとおり、ほとんどの自治体が混合スクラップという形で処理をされているということでもあります。これは、後で資料提出させていただいても結構でありますし、また二次処分場におきまして県が受託した部分につきましても、混合スクラップという形で処分をされているようでもあります。決して、我々銅板とかそういったものがないというご答弁ではなくて、そういったものはあったかと思えますが、処分につきましてはキロ

グラム当たり15円という形で処理をさせていただき、しかる後に運搬費等差し引いた8円を受注された方から塩竈市のほうに返納いただきまして、それを国のほうにお返しをさせていただいたということでもありますので、私どもは許される範囲の中で適正に処理をさせていただいたものと理解をいたしております。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。市の最高責任者である市長さんからそのように、市のほうの管理はちゃんと適正にやられているというお考えだと思います。

それで、今、市長さんの答弁にありましたけれども、私も半分は賛成するところもあるんですけども、半分はちょっと疑問に思っているところを聞きます。今、市長さん言われたのは、混合スクラップという形で処理するのは、ほかの市町村もそうだからということ、そのことについては私はそういう混乱期でもあるし、いろいろ雑多な仕事もありますから、決め方だからそれで決めたんだから、「最終的に8円だと決めれば、それ以上で売り買いしようが8円だ。決めたんだから」ということは、ひとつは言えると思いますよ。ただ、その単価の決め方がもうちょっと高く売れたのまで何で8円にするかというのは、そうでない考える人もいるかもしれませんが、一応決めたからね。それは、今の市長さんの説明でわかりましたよ。ただし私聞きたいのは、単価はいいんです、それで。そうやって決めたから、最終的には7,470万円になりましたというのは。ただ私が最初から聞いているのは、数量が少なくなっただけじゃないですかということを知っているんですよ。本当はあるべき有価物全体、市で出るべきだった数量が出ていないんじゃないですか。大ざっぱに言えば、半分くらいなくなっただけじゃないですか。最初瓦れきから含めて全部で37万トンと言っていたのが、市の最後にはかってみたら27万トンしかなかったということは、10万トンなくなりましたよと。ですから、金目になるものは危険建物の解体で出る有価物もありますけれども、その前の瓦れき処理のときから有価物はあったはずなんですよ。そういうものがちゃんと国へちゃんと有価物として返却処理されていないんじゃないかと。数量のほうが違うと、幾ら市長さんがちゃんと適正に、職員も含めて、あるいは業者の方もちゃんと正直に持っているはずですから、大丈夫ですよと言われても、ちょっと納得できないところが私にはあります。

それで、なぜ納得できないかということを知りたい、今度はこの資料の先ほど言った（その6）の3ページのところを見ていただきたいと思いますが、これは先ほど鎌田委員もずっと聞いていますけれども、ここに最終的に仕分けする、青南商事さんに持っていったときはそれ

ぞれのもので伝票仕分けして出ているからこのような表が一覧表になって出ているんですよ。それで、ここの合計の下のところを見ると8,993トンって書いてありますよね。それから、別なほうの6月10日の資料のほうでも、29ページの下から3行目のところに8,993トン、これ全部なんですよ、数量がね。そうすると、こちらの3ページの数量8,993トンというのは市で集めてきたお金にかえた有価物全部だということがわかりました。そして、その全部の内訳がこの表になっているんですよ。この表になっているところに、何回も鎌田委員も質問していますけれども、アルミと銅が入っていないじゃないですかと。

そうすると、あれだけ市内全体でアルミもあつたし銅もあつたはずなのに、この仕分書にないないということは、アルミと銅のキログラム数、数量が飛んじゃっていますよと。私、単価のことを言っているんじゃないですよ。数量がなくなったんじゃないですか。数量がなくなったということは、物がここは議場だからちょっとなかなか使いにくい言葉かもしれませんが、盗まれたんじゃないのと。盗まれた可能性は大いにあると。絶対盗まれた可能性はありませんということは、逆に証明するのが難しいと思うんですよ。どのくらい盗まれたか、とられたか、流用されたかということは、証明しようと思えば探す方が一生懸命になって組織的に探せば探し出せるかもしれませんが、流用されていませんということを証明しようというのは、どんなに人数の方が捜査してもそれは証明できないと思うんですよ。

ですから可能性としては、これは流用されたんじゃないかと考えるほうが、一般的な考えじゃないでしょうか。数量がなくなったんじゃないでしょうか、どのくらい、そのところが私はこの特別調査委員会の有価物のことをやっていて、一番証明はできませんが、とられていないという証明も難しいんじゃないかと思うんですけども、その辺のところの考え方、私の考え方が異常なのかどうか、皆さんに聞きたい。きょう参考人の方も来られているので、各参考人の方にどのように思われるか、個人的な意見でよろしいのでお聞かせ願いたいと思いますが、順番で。よろしくせつかく参考人で来られたので、お願いします。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 異常とは申し上げませんが、勘違いをなさっているのではないかなと私は思います。というのは、混合スクラップとしてうちのほうでは、先ほどから市長さんもお話されていますように、うちのほうでは混合スクラップで青南商事のほうに持って行っていきます。青南商事ではその混合スクラップ持っていったものを、付加価値をつけるために破碎機かける前からいろいろ設備をして、そして付加価値をつけるためにシュレッダーに入れ

て、それは混合ですからシュレッダーに入れるんですよ。シュレッダーに入れて、それが別々に出てくるのはあくまでも青南商事の企業努力でありますので、それが塩竈の災害分のやつから出てきたものですよとか、ほかの直接持っていった業者のものですよとか、そういうふうな区別なんか青南商事ではできません。もう一括山になっているわけですから、そこに全部山にしているわけですから、それは塩竈の分幾ら、多賀城の分幾らとか、そういうふうなことはできませんし、結局青南では自分のほうの企業努力のための、あくまでも付加価値をつけるための設備投資をしてやっているということにして、あくまでも混合だからそういうふうになっているんじゃないかというふうなことで、私はそのように考えているところがあります。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹社長 私は、混合スクラップという言葉が今豊島さんのほうから言われたんですが、ちょっとわかりません、正直言って。混合スクラップについて、わかりません。

○志子田委員 他の方も、ご意見ある方おりましたらお願いします。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤社長 前に私も情報公開で環境課から来た伝票によりますと、青南商事の伝票大体1,300枚取りました。それを調べたら、ほとんどアルミは入っていません。金属分だけです、鉄だけです。だから、アルミはどこに消火したか私も不思議でしょうがないんですけども、それは私今伝票持っています。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

繰り返しになりますけれども、アルミと銅はこの表には載っていないんですよ。それで豊島さんのほうからは、それは当然企業努力だから私は理解します。業者の方も災害にご協力していただいたんだから、私は理解しますよ。ただそれは、単価の件についてですよ。仕分けするということは、単価については、だから「15円って決めたんだから、30円で売れようが市に返すのは15円でいいですよ」という決め方は、私はそれは了承してもいいと思いますよ。それは単価のことですから付加価値つくでしょう、仕分けすれば青南商事さんだって。それは構わないと思うんですよ。ただ数量自体が少なくなったその理由として、この3ページの表でいえばそこには銅とアルミがないと。それで、先ほど休憩前に中澤さんから委員さんに配りましたこの写真きましたけれども、アルミサッシは「サッシ」って書いて、アルミ

サッシだけトラックにつけてこうやって運んでいたら、何でここの塩竈市全体の解体した現場から1つもアルミが出てこないのかというのはおかしいじゃないですかって質問しているわけですよ。どこの家にだってアルミ枠あるでしょう、何で出てこないんですか。少なくともアルミサッシの分だけのトン数が減ったんじゃないですか、全体から。私は単価のこと言っているんでなくて、数量のことを言っているんですよ。

ということは、言葉は悪いかもしれませんが、解体業者の人が現場から本当は市の一次仮置場さ持っていかなきゃないところを、自分でアルミサッシを処分してお金だけもらった。だから、塩竈に預けるごみの量が減りましたよ。あるいは、もう1つ考えられることは、きょう質問の中で一次仮置場にはアルミを持っていった人もいるとしたら、一次仮置場を管理している方がアルミだけ処分したんじゃないですか、数量が減ったんじゃないですかって聞いているんですけども。その辺の管理責任ということは、塩竈市のほうで管理責任がないとしたら、一次仮置場の方の管理責任でしょうか。その辺のところはどちらが、誰も責任者はいないんでしょうか。これは取り放題だったんでしょうか。そのことを問題にすべきだと、単価のことじゃなくて数量のことをね。

でも、なかなか証明するのは難しいでしょうけれども。これだけ処分されましたということ、時間かければ証明はできるかもしれませんが、絶対ないという証明は、何十年かけて調べても絶対ないという証明はできないと思うんで、あったという証明をしたほうが早いと思うんですけども、その辺のところまた課長さんといっても……、市長さんに言ってもらったほうがいいでしょうかね、お願いします。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今議員がお示した写真の2ページの一番下に、搬入状況の写真が出ておりますよね。現場はこういう状況だということがこの写真からもおわかりいただけると思うんですが、これで峻別されているかという話ですよ。ですから、私どもも何回も申し上げますが、決してアルミがなかった、銅がなかったということは一言も申し上げていないわけでありまして、現場の集積の状況はもうこういう状況でありますので、搬出される場合もこれをトラックに積み込んで先ほど言った処分場に持ち込んで、あとは処分場のほうでシュレッダーにかけて分けてですね、それぞれの成分ごとに分けられて、先ほども豊島さんのほうから話がありましたとおり峻別することによって付加価値が上がっていきますので、企業努力としては答弁そうされる。我々のほうとしては、こういった写真の状況から搬出する際に、果たして



本当にこれがアルミとか銅とか分けた状況でストックされておったかどうかということは、この写真からもおわかりいただけるとおりだと思います。

その中で、途中で持ち出しがなかったかどうかということについては、毎日あそこは施錠されてお帰りいただいておりますので、少なくとも越の浦の処分場の中から不特定の第三者が持ち出すというようなことは、我々はないのではないかなと考えておりますし、繰り返し申し上げますが搬入の際は例えば5トントラックで搬入しました。あるいは10トントラックで搬入しました、何台という記録はあります。それらをトン数で集計すると、なかなかこういった数字にならない、それはこのトラック等でもごらんいただきますとおりすき間がある状況で運んでいるわけでありますので、最終的には繰り返し申し上げますが処理業者のところに搬入する際にトラックスケールで重量等は確認をさせていただき、それらの集計表がこの11月27日の（その6）の3ページの集計表だということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。市長さん言われるのはわかります。市の立場としては、やっぱり私ももし市長さんの立場だとしたらそう言うと思います。それは立場はわかりませんが、この3ページね、ですから先ほども、もう1回繰り返しになりますけれども、ここに8,993トンって書いてあるでしょうと。それから、別なほうの29ページも8,993トンって書いてあるでしょうと。ということは、これで全部ですよと言っているんですから。全部なのに、この表のように各種別に分けたらその中にアルミと銅がないということは、だって全部やって、ここに混合スクラップというところがないんですから、金庫まで書いてあるんですから、仕分けしていないということは、少なくともアルミや銅は別なルートでこの管理以外から外に抜けたという、これ証拠の表じゃないですかと聞いているんですけれども、市長さんはそうは言ってもなかなかそれ以上のお答えはもらえないので、その辺のところでも当局もそれ以上は言えないでしょうし、参考人の方と言われても困るでしょうからね。これ、どちら様にお聞きしたらいいのか、まず課長にお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 志子田委員お話のスクラップの種別、アルミ、そういった銅がないということでのお話でしたけれども、この3ページの表ですけれども、ここに種別がいろいろ載っております。私いろいろ先ほど代表的な例ということでH鋼とか鉄筋とかという形で

説明をさせていただきましたが、前にもお話しさせていただいたと思いますが、この表につきましてはリサイクルを受け入れるところで、そういったのを全部リサイクルした精算の結果としての表ではございません。その当時搬入したときの処理伝票ということでこれが上がってきております。ですから、混合スクラップであるそこに広げたときに、おおよその検討でリサイクル業者さんがこのような種別を大まかにして、それを仕切書として搬入した協議会のほうにお渡ししているという表でございますので、この中にいろいろなものが混ざっているというふうにご理解してよろしいのではないかなというふうに思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 もう時間ないので、一言だけ。ちょっとその辺の理解のところが私と違うということだけ言わせて、私の時間ありませんので、次の方に移らせていただきます。ありがとうございました。

○志賀委員長 ほかにご質問は、2回目でも結構です。西村委員。

○西村委員 きょうは質問させていただきます。きょうは本当に年度末のお忙しいところ、参考人の方々にはお出でいただきましてありがとうございます。

1点だけお聞きしたいと思います。先ほどから豊島さんのほうにお伺いして、責任ある立場の委員長、副委員長さんが応じましたということなんですけれども、どういうご要件でお伺いしたかちょっと私理解できない部分があったものですから、その部分と、あと最終的に数字合わせをしたということなんで、そこまでの経緯をちょっと教えていただければありがたいんですが。よろしくお願いします。どういうご用件でおじゃましたのか、豊島さんのほうに。委員長、副委員長さんがおじゃましたということなんですけれども、その経緯をちょっと教えていただければありがたいんですけれども。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 経緯につきましては、私のほうから答弁はちょっとできません。お出でになった当事者お二人のほうに聞いていただきたいと思います。とにかく突然お出でになったということでございます。

○志賀委員長 同じような質問ですか、西村委員。

○西村委員 わかりました。なかなか責任ある立場の方々お二人がおじゃましたということで、ちょっと受けた方の一応お話も承りたかったもので、お伺いさせていただきました。

あと、きょう今まで調査特別委員会の中で数字が違う、数量が違うというお話になっていま

すけれども、一応きょうここに監査委員の方がいらっしゃるんですが、全体の流れとしてどう  
いう感想をお持ちなのかお聞かせください。よろしくをお願いします。

○志賀委員長 高橋監査委員。

○高橋監査委員 この委員会で議論されている部分なんですけれども、私ども監査としましては  
いろいろな考え方される方がいらっしゃるだろうと。1つは、住民監査請求とか何とかとい  
うことも監査の立場としては考えておかなくちゃならないと。そういったことを前提にして  
聞いておりますので、前もって自分の感想とかこういう意見かということはちょっとお答え  
できかねますので、ご理解願いたいと思います。

○志賀委員長 西村委員、事実関係の確認をしてください。これは事実関係を確認するための委  
員会ですからね。

○西村委員 じゃあ、結構です。ありがとうございました。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 では、前半に引き続いて後半にも質問をさせていただきます。

先ほど志子田君が説明いろいろしていただいたわけですが、その中で市長もこの置場の写真  
がありますよということで、3ページを示されたようですが、これについて実際もう八嶋さ  
んは帰られましたが、大竹さんと中澤さんいらっしゃるわけですが、解体して分別して運ん  
だど。実際に置いた場合、この種別に分けていないのか、それとも山積みにそのまましちゃ  
ったのか、いわゆるアルミやら何やらも一緒にとということなんですね。鉄骨もありますしア  
ルミ、それからブリキ関係ですか、トタンもありますけれども、これ同じ場所にせっかく分  
けたやつを山にして、どんと置いてあるわけなんではないでしょうか。私はどう考えても、普通の人  
ならせっかく分けたんですから、鉄骨関係は「鉄骨関係ここだよ」とか、「ブリキ関係はこ  
こだよ」とか、それから「サッシ関係はここ」というふうに分けるのが普通だし、わざわざ  
混ぜてそれを混合スクラップとして出して、青南商事でわざわざ付加価値上げるためにまた  
分けるんだという、最初から分かれているのになぜ混ぜる必要があるんですか。誰が考えて  
も、管理上そういう管理はしないと私は思うんですよ。そこをちょっと中澤さんと大竹さん  
に、おろした場合の状況をある程度分けて置いているのではないかと私は察するんですが、  
どうだったかをお聞きしたいと思います。

○志賀委員長 中澤さん。

○中澤社長 お答えになるかちょっとわかりませんが、私実際運んでいるわけではないん

ですけれども、運んだ者に言わせれば分けて置いたと。ただ、問題はちょっとリサイクル協会の宮本さんからお伺いしたんですけれども、リサイクル協会のほうでは鉄しか運んでないと、そういうお話を聞いたんで先ほどちょっとお話ししたんですけれども、情報公開で環境課から届いた伝票によると、アルミサッシの伝票は一切入っていません。そういう状況です。

○志賀委員長 大竹さん。

○大竹社長 同じでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 まあ、私の考えたとおりにかなというふうに思いますね。やはり、普通の人なら骨材は骨材、ブリキはブリキ、それからアルミサッシはアルミサッシと。市長が先ほど言われた写真、3ページ目の一番下になりますけれども、これどう見ても左側のやつの鉄と書いているこれはブリキ関係、鋼板関係ですね。こういったやつと、あと上のブリキかなという、そういったやつの山のようにしか私は見えませんよね、これ。多分、四角いきれいに剥いだ1ページ目の下のやつの、こういう四角は見えません、こういう枠組みはね。ですから、これはやっぱり誰が考えてもせつかく分別して、分別しないと受け入れないと言っていたわけですから。分別したやつを鋼材はここ、それからブリキはここ、それからアルミサッシはこっちというふうに決まっていたんじゃないかと私は思いますね。まあ、消えたことについては志子田君がいろいろ言われたので、そうかなというふうに私も思ったりします。

そして話はちょっと移りますけれども、この資料の関係ですね。ずっとこれ見ているし、ここにも載っかっているのも間違いはないかと思うんですが、(その6)の3ページ、それから何も書いていない6月10日の29ページのこの表ですね。ここで浦戸地区というふうに、越の浦と浦戸地区ということで、そして合計というふうにされているので、数量も先ほど志子田君が言ったように合っているんで、これは確認だけまずしたいと思うんですが、浦戸の分ももちろん島々のスクラップもこれ全部入った総計ということでよろしいんですね。一言でお願いします。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 そのとおりです。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そんなわけで、そうすると市内全部のスクラップがこれだと。これは島も全部含む

んだということになりますね。そして、今回の島の危険建物解体をされている業者の方はお二人、東華さんと東北重機さん来られているんですが、どういったいわゆる解体をやられて、どういった運搬をして、そのやり方ですね。きょう前半はトラックで屋根を剥いでそれからサッシを外して、そして骨材は骨材、こういうふうに運びましたよという、陸側はそういう説明がありました。島側については、どんな分別の仕方、解体の仕方、そしてどういった形で運ばれたのかをちょっと簡単にお二人にお聞きしたいなと思います。東華建設さん、それから重機さん、よろしくお願いします。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 島4島につきましては、どのような管理で置いていたかは大きっぱにしかわかりませんが、4島については全部我が社の船で完璧に揚げてございます。そして、それを事務局がリサイクル会のメンバーの人たちに、揚げるまでが我が社の責任、100%4島については我が社の船で揚げています。だから鉄1本、1グラムもどこに持っていったということはありません。あとはわかりません。東北重機さんと東華に関しては全部我が社が運んで、岸壁で揚げて終わりになってございます。あとは、事務局カリサイクルの方に聞いてください。以上でございます。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 先ほど来、再三当局の方並びに市長さん、副市長さん申しておられたとおり、ご指示は混がら、それから木くず、それから鉄類ですね、アルミとステンと銅と分けなさいというのはありません。分けて持っていかれた方はそれはそれでご苦労というか、通常ですとそれでいいんでしょうけれども、これは災害後の大至急片づけなければならない業務でございましたから、市当局からそういうご指示だったのではないかと、私そういうふうに理解しております。私どもで担当いたしました例えば寒風沢ですね、コンクリートがら、それは塩竈市独自の市長さんのご指示で後戻りしないようにという家屋の土台ですね、基礎部分の混がらを先に取りましたから、塩竈市はきっちりほかの市町村などと違って後戻りせずに、その後の復興というものが開けてきたんだと思っております。もう一度戻りますが、島では置き場所も限られますから、混がら、それから木くず類ですね、それからスクラップ類というふうに分けて、今、東華さんがおっしゃいましたように東華さんの船に乗せて、岸壁で渡すというふうな業務でございます。

また、今回瓦れきも一緒になっておりますから、私皆さんご存じかどうかわかりませんが、

もともと東北造船の鉄の専門でございます。瓦れきの中からステンレス、アルミ、その辺をかき分けて仕分けするということは大変困難でございます。例えばステンレス、少しわかんなくなれば我々でさえ磁石をくっつける、皆さん磁石をくっつけてくっつかないのがステンだというのはご存じかと思えますけれども、そういう作業まで鉄屋というのはするわけですが、そういった瓦れきの中でその辺きっちり仕分けしてお出しするというのはちょっと困難でございます、市の当局のご指示というのは私なりには理解しております。一緒に金属として、作業員もそれだけ仕分けるとするのはちょっと無理でございます。ですから、混合の金属として多分揚げて、私、越の浦というところにちょっと行ったことないんですが、そうやって皆さん大多数の方は混合の金属で持ってこられて、それでごちゃごちゃになるということなんじゃないでしょうかねと思うんですが。以上です。お答えになっているかどうか。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。確かに島のほうでは狭かったし、そういった混合としていわゆる金属類だけ寄せ集めて運んだというところもわかるかなというふうに思いますが、これはいわゆる津波で流されたものについてはそうかなと私は思ったりするんですが、波を少々かぶってもある程度傾いて残っている家については、やっぱり外すのも簡単ですから、サッシ類ね。ですから、それをわざわざ混ぜてというのは、壊してから金属だけ寄せ集めてというのはちょっと不合理だなという、そういう関心を持っています。

アルミそれからステンレスね、鋼材はすぐ普通の人が見てもわかると私は思うんですよ、色ぐあい。あと磁石的な話も出ましたけれども、オストナイト系のステンレスは磁石ではくつきませんけれども、ほかのステンレスはくつきますから、ですから一概に磁石で判断するというのもない話なんですね。そこまでやらなくてもいいんですけども、何か不合理だなという関心を私は持ちます。そして、その混合になったスクラップをどこに荷揚げをしたのか、最終的には越の浦ということですが、岸壁に揚げてということですが、どの岸壁に揚げたのか、それわかるのであれば教えていただきたいなど。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 岸壁は、塩釜漁港のマイナス6メートル岸壁でございます。そこに、管理のほうとしましては県の振興事務所より我が社が年間通じてそこをお借りしておりまして、その場所にカラーコーンと単管パイプを組み合わせたもので仮設のバリケードをつくりまして、リ

サイクル会の方がどなたが持っていつているか私わかりませんが、事務局で頼んだ人が持っていきまではその岸壁に仮に置いておいた。すぐ当日は持って行って、岸壁あかしてありますから、3時間、4時間後にはなくなって越の浦に運んでいる結果だと思います。揚げ場所はマイナス6メートル出ございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 どうもありがとうございます。

ちょっと私は素人考えですけども、例えば津波に流されたやつは混合スクラップと、ひっくるめてですね。それから、ある程度建っていた家については、傾いたりしてですね、それについてはきちんと仕分けをした可能性も私はあるなど。そうするのであれば、台船に乗せて持ってきて、わざわざ越の浦に運ぶ必要もなくて、直接荷揚げするんだったら青南商事に荷揚げしたほうが合理的だし、早いんじゃないかというふうに思ったりするんですが、そういうルートはなかったのかなという、素人考えですけどもね。そういうルートはなかったんでしょうか。

○志賀委員長 阿部さん。

○阿部顧問 岸壁に降ろされたものにつきましては、ただいまお話ありましたようにその日のうちに、越の浦ではなく青南商事のほうに直接持っていつています。どうして越の浦に持っていつたかという、そのところ私はちょっとわかりませんが、リサイクル会としましては直接青南商事のほうにその日のうちに持っていつているということでございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。私はちょっと疑問に思っていたんですよ、最初解体をして、鋼材やら何やら、本土のほうですよ、持っていつてというような形だったんですが、伝票も何ももらわないということだったんですが、何でこの一覧表が浦戸を通過して、それから越の浦が分けてあるんだろうと。何も聞かずに運んだのであれば、伝票もないのであれば、最終的に分けるのは伝票しかないですよ。それがつくっていないのであれば、何で分けるんだろうというふうに思ったんですが、そうするとこのスクラップ、浦戸に関しては荷揚場に揚げたやつが直接青南商事に行ったということですよ。これは、そういった形で市当局は把握されていたんでしょうか。先ほどまで全部越の浦に運んでというふうに私は何度か聞いたような気がするんですけども、私だけですかね。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 まず、ちょっとおさらいではないんですけども、ナンバーのない6月10日の資料の24ページ、ここに金属スクラップ等の確認についてということで、その流れが書いてございます。建物解体について金属スクラップがどのようになっているのかということですけども、分別してその他については中倉のほうに持っていくと、先ほど来話しておりますとおりコンクリートがら、木くずがら、金属系有価物については、越の浦のほうに持っていつているということで、それぞれ申し合わせをしているというのがまず基本的な中身でございます。

ただ、状況によりまして当然搬入、浦戸から本土のほうに運ぶというようなことは当然連絡がしっかりできておりますので、その有価物を岸壁で受け取る際に、越の浦に一旦置いてからまたそこから運ぶというのはちょっと二度手間になりますので、こういうものにつきましては直接リサイクル工場のほうに持っていつているというようなことも、あったように認識しております。以上でございます。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 この表もわかるようでわからないんですが、ここはトラックは出てきますけれども、船関係、台船関係出てこないし、浦戸関係のやつはこれとまた別ルートで全く違うあれで進められていたのとは違うんですか。

○志賀委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 済みません、この表につきましてはちょっと一般的な本土という形になりますけれども、浦戸につきましてはそのような形でそれぞれの島の仮置場からまとまったものが本土の岸壁に着いた中で、効率的に処分するようにリサイクル工場に持っていつたというようなこともあったように認識しているということで、先ほどお答え申し上げました。以上です。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いわゆる岸壁、ちょっと6メートル岸壁は私よくわからないんですけども、青南商事さんの向かい側になるわけですね、反対側。それなら、わざわざあそこから荷揚げして、トラックで運んで、青南商事に持っていつたっていう阿部さんの発言があるわけですが、なぜ青南商事にわざわざ、あっちに行って揚げたら運搬やら何やらしなくて済むんじゃないんですか。なぜそういう手法をとられたのか、ちょっと私は素人なのか、普通の人考えたら分別して、もう直接青南商事さんの岸壁に揚げたほうが、余計な手間かけて運賃かけて人手か



けて運ぶ理由は1つもないですよ。ですから、もう直接運んだんじゃないのかなって、私は常識的にそういうふうを考えるんだけど、阿部さんのほうからあっちに揚げてというふうなことで、それから直接青南に運んだんだよという、そういう何で無駄な作業を入れてやっていたのかなという思いがあるんですが、これについて環境課さんはどういうふうに思いますかね。

○志賀委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 ちょっと私も漁港の関係で、塩釜漁港のあのエリアについては漁港の利用協議会というのが県の水産漁港部で行っておりまして、そこのある一部分、マイナス6メートルというのは塩竈の魚市場から東のほうに向かって延長がずっと長く、水産庁の船がずっと一番奥にとまっている部分まであるんですが。ちょっと済みません、なかなかわかりづらい表現で恐縮ですけども。そちらのうちの一部については、いわゆる建設用の台船等がとめられるエリアというふうに指定されておりまして、そういった関係でそちらのほうを東華さんが管理もされておりますし、そこで東華さんが降ろされるということが一般的なやり方として妥当なんではないかなというふうに思っております。

○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 いや、そういう考えもあるのかもしれないけれども、僕は直接持って行って、それから船と揚げ場の高さの高低差があったとしても人手で揚げたりするわけじゃないですから、全部対応できるんじゃないかと思うわけですけども、それちょっと不思議な話だなと思います。

それから、時間ないでしょう。（「ないです」の声あり）最後にもう1点質問したいと思います。作業日報の話です。作業日報は出さなくていいということですが、でも何らかのものが出されていて、それで協議会のほうではそれをもとにコースやら作業内容をある程度割り出して、それで市のほうに請求していると私は思うんですが、その何らかのものは出していると私は思うんですよ。それがいわゆる日報じゃないかということなんですが、日報はもう出せない、ないということですが、いわゆる出したほうについては自分たちがこれでお金になる話ですから、控えを取らないというのはまずないと思うんですが、控えは取っていらっしやらないのかどうかを、ちょっと重機さんと東華さんにお聞きをしたいと思います。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 まず初めの岸壁なんですけど、津波来たときは着ける場所はございませんでした。だ

から、その人を疑ったような表現はやめてください。辛うじて、吸い出し食らった今のマイナス6メートルが今も6カ所ほど穴あいています、30センチメートルから60センチメートル。そこに土のうを詰めて、カラーコーンを置いて、「危険だから」って明示してやっています。そういうわけで、使える場所は非常に少なかったんです。ぜひそういうことを、今説明簡潔にしようと思ったから言わなかっただけで、何か悪いことをしているようなことを言うのはやめてください。お願いします。

それからもう1つ、やり方は東北重機さんと我が社は同じやり方やっていますが、鉄くずも何も、さっき短くするから言わなかったんですけれども、一緒になって揚げていることと、それから日誌については業務委託ですから、普通の作業日報は書いていません。しかし、業務日誌はつけています、野帳というこのくらいの。それに自分が何やった、何月何日何やったというのをつけていますから、そういうのから拾って後で当局さんから何もやっていなかったのかというものに対して拾って、業務日誌としてそれは提出してございます。それは、当局さんのほうで後で聞いてください。それはやり方としては、各社同じです。こういう流れの法的な縛りがある中で、公的機関さんは書類が非常に多うございます。陳情してございますけれども、改善になっていません。それで、我々業者は「書類を少なくしてください」「少なくしてください」というのはもう20年も言い続けているんですけれども、逆にふえているのか実態でございます。今、県さんにも国さんの国交省さんにも、宮城県建設協会の立場でも申し上げているんですが、残念ながら減らずにふえているのが実態でございます。その上で資産も減らすわけにいかないから、正規の書類はきちんと出させられています。

なので我々は、企業努力として書かなくていいもの、出さなくていいものは、職員の範囲で精いっぱい節約できるもの、簡潔に済むものはやらないように、やらないようにやっているのが、これが事実です。それを別な見方で、何かごまかしているんじゃないかと、近道行って何かしているんでないかと、そういうことではありません。企業努力の範囲の部分だと思って理解いただければありがたいです。以上でございます。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 基本的に、東華さんと同じでございます。あと、事務局に提出してありますので、そちらからお願いします。

○志賀委員長 あと鎌田委員、ちょっとやわらかに、ひとつ。

○鎌田委員 東華建設さんにはそういう言葉で私思ったのではなくて、当局のほうもそうなんで

すけれども、なぜ直接青南商事のほうに揚げなかったのかなという、そのほうが合理的だったんじゃないのかという、そういう思いを先ほど言わせていただいたんですね。

あとは、この日報については先ほど前半でもお聞きをしました。でも、何らかのたたき台があつて協議会ではそれをもとに出したんだらうから、協議会ではないと言いながらも、それなら直接東華さんやら重機さんからもととなったものをご提出いただければ、話は早いのかなという思いで話をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○志賀委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私は、こちらのそれぞれ参考人の実施要項の中の関係で4番、浦戸の仮置場作業との関係で、特に8との絡みで島民給与についてお尋ねをしたいと思います。

前段高橋委員が質問して、それで業務委託、日誌がなくてもいいということで、これは今回初めて私どももそういうお話は聞きましたので、「ああ、そういうものなのかな」というふうには思いました。記憶をたどって市のほうに報告をしているというようなお話もございました。業務日誌ね、業務日誌。

そこで、ちょっと何点かの角度からお尋ねをしたいんですが、1つは実はこの災害復旧連絡協議会の関係、私どもが聞いているのは協議会が総会を開いたという時点で、決算書の報告が出ているんですね。これはおわかりになると思うんです。資料番号で（その4）というちょっと分厚いやつ、最後のほうに災害復旧連絡協議会の決算書というものが一応、決算ですね、出ております。そこで見ますと、島民給与の関係がありまして、403ページから404ページのところで平成24年度で例えば4月4日・7,047万円、5月1日・1,065万円、6月8日・37万円、3月4日・118万円、10月5日・49万円と、こういうふうに書かれているんですが、そうすると私が問題にしているのは、なぜこういったことが協議会の決算書としての一応報告会の中で、ここに数字的には出されているにもかかわらず、今回それに関係する労災保険、雇用保険の領収書がなぜ出ないのかなという、ちょっと不思議に思いましたので、それが1点。

まずその辺から、協議会自身の島民給与の取り扱いについてお尋ねをしていますので、その辺についてどういうとらえ方をしているのか、ちょっと最初お尋ねしたいと思います。

○志賀委員長 きょう事務局がないから、答えられない。別の質問してもらいます。

○伊勢委員 じゃあ、該当する関係で言うと千葉さんということになるのかな、恐らくね、事務

局のね。ということですね、わかりました。じゃあその辺は今回割愛させていただいて、その辺だけちょっと確認をしたいなと思っておったんで、きょうお越しの津田さんのところでそういうふうになっていないということになっておるので、この辺はじゃあ省略させていただきます。今回は省略させていただきます。

○志賀委員長 ほかにございませんか。志子田委員。

○志子田委員 ちょっとだけ、別な視点で当局にお聞きします。ちょっと税法絡みと、法律絡みで何点かお聞きします。

1つ基本的に市のほうをお願いしたこの災害復旧協議会さんの団体としては、消費税の納付の義務があるのかどうかだけ、当局としてはどのように災害復旧連絡協議会の……。ということは、きょう事務局来ていないから、参考人さんに聞きたいかなと思ったんですけれども、きょうはわかるんでしたら市の当局のほうと津田社長さんとお二人方。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 ただいまの質問は、消費税を業者側は払うのかということですか。

○志子田委員 業者さんでなくて、災害復旧連絡協議会としての消費税の納付義務があるかどうかの質問です。

○津田社長 済みません、それは私わかりません。ごめんなさい。

○志賀委員長 佐藤総務課長。

○佐藤市民総務部次長兼総務課長 詳しくはちょっと私も専門でないのでわからないんですけれども、今回の協議会に関しましては権利能力なし社団ではございます。そういう社団であれば、通常は普通の社会団体ですか、そういうのと同じように税法上見なされるというのがたしかあったと思いますので、納税義務は利益があれば発生するのではないかなとは思いますが、ただ確定ではございませんので、一般的にはそうだったのではないかと思います。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 消費税というのは、利益関係ないですよ。赤字の会社も払わなきゃないの、消費税という仕組みは。法人税はもうかっているところが払う税制ですよ。消費税は、赤字でも払わなきゃないんです、だから大変なんです。これは国の制度だから、市のことは聞きません。ただ、連絡協議会としては取り引きしていればここに消費税納付の責任が出てくるような可能性が、これは法律判断は裁判所でやらなきゃないかもしれませんが、あるんじゃないかな

いかと思います。ただし、基本的には資本金1,000万円以下の団体で設立から2年以内は、消費税納付の義務はないんですよね。ですから2年以内で解散しているから、多分消費税……、それで解散すれば3年目になるとこの消費税を支払う義務があるので全部の伝票を、この特別委員会以上にこの伝票が調査されるわけです。ただ、2年で解散すれば消費税は払う義務が発生しませんので、税務署の調査はないと思いますけれども、そのところ事務局の方に私聞きたいなと思ったんですけれども、ちょっといなかったので。

それともう1つ、私とかみんな質問しているけれども、その有価物の数量がもしなくなって、誰かが刑法上盗んだということになると、そこに犯罪行為が出てくると思うんですけれども、その辺の考え方ね。それと、その盗んだものを盗んだとわかっていて買い取った業者も、またそれも刑法上のこれは違反になると思うんですけれども、そういう考えでいいのかどうか。だから、この委員会ではそういう犯罪を市のほうで助けているような体制ではいけないでしょうということで今委員会やられていると思うんですけれども、私のうんと大ざっぱな認識ですけれども、そのような考えで当局の法律とか詳しい方がいましたら、お答えをお願いします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず、推測のもとで我々答弁することは控えさせていただきたいと思います。ただ少なくとも、今議会に報告している七千九百何がしトン、そして8,000万円近い収入、これについては我々はしっかりとデータ、裏付けに基づいてこの数量を議会のほうにお示ししていますし、23年、24年と決算のご報告をさせていただいておりますので、これは我々も業界の請け負った方々との信頼関係の中でしっかりとやらせていただいておりますので、ぜひご理解をいただければと思います。以上であります。

○志賀委員長 志子田委員。

○志子田委員 その私の質問に答えなくて、そういうことはあり得ないという答弁でございましたけれども。やっぱりそういうものが出てきたとすれば、やっぱりこれは犯罪行為になります。

それともう1つ、この犯罪行為にかかわって最終的にスクラップ等を輸出した会社、ここもかかわってくるんですよ、法律に。どういう法律にかかわってくるかという、詐欺罪になります。これは、消費税輸出還付金の詐欺罪です。輸出業者には、消費税は戻し税があります。仕入れ代金の消費税分を差引いて戻し税がございますので、一般の国民や市民のとこ

るには戻し税というのは消費税にはありませんけれども、輸出企業にだけは消費税の戻し税というのがあるんですよ。だから、そのお金が戻ってくる消費税を還付してもらうのに、もともとのそういう鉄くずなんかがこの盗品だということになると、消費税、輸出税、還付金詐欺罪になると私は考えていますけれども、そういう認識でいいのか。ちょっと、法律のことだけで直接市の当局には関係ないでしょうが、これだけ聞いて終わりにしたいと思うので、よろしくをお願いします。

○志賀委員長 法律的判断を市に求めても、これは無理ですから……。

○志子田委員 わかりました。私の個人的な意見だということで、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○志賀委員長 ほかに。高橋委員。

○高橋委員 1点だけお伺いします。千葉参考人にお伺いいたします。

先ほど、まずは津田参考人のほうからは業務日誌から拾って事務局に報告したと。その後千葉参考人のほうからは、業務日誌を事務局に出したから事務局にあるというお話でしたが、それ確認しますが間違いございませんか。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 私どもからは何がしかを出して、それで請求金額になるわけですから、そういった意味でございます。

○志賀委員長 高橋委員。

○高橋委員 それじゃあ、要するに業務日報なり業務日誌なり、何がしかのそういう支払いの根拠となる最初のデータは事務局にあるということ、ここで私、確認しておきたいと思えます。後で後ほど資料のほうは、別に請求します。

○志賀委員長 ほかにご質問ございませんか。菊地委員。

○菊地委員 済みません、2回目のちょっと質問というか確認をさせていただきたいと思えます。

先ほどは、浦戸の危険物解体ということでお伺いしました。八、九割は理解したんですが、あとの2割くらいがちょっとわからないので教えていただきたいんですが、先ほども当局とのやり取りもありました。その中で、東華さんと東北重機さんにお伺いしたいんですが、いわゆる違う島の解体物件が自社解体の物件に上乘せされたというか、合算されて請求されたというのはご理解していたのか。その辺の確認をさせていただきたいと思えます。島外が合算された理解をしていたか、していないか。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 その話は、全然私はわかりませんでした。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 私も全く理解しておりません。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は本当にきょう災害連絡協議会の事務局長さん来ていないから質問できないんですが、当局にもこういった感じで質問しました。しかしながら、もう当局は自信と確信を持ったように、あわせて請求が来たんで払いましたということなんで、そうしたら本人がわからない。前の12月のときも私はちゃんとその業者さん、例えばここでいう東華さんと東北重機さんにその旨説明してあったんですかと言ったら、そのときは答えなくて「あと、何らか調べます」ということなんで、連絡がなかったと。

ですから、そういった意味で当局のちょっと事務処理というか、さっきも言っているんですが災害復旧連絡協議会さんのほうからの請求の検収という、その調査というのを本当になされているのかなど。本人たちがわかんないでその分お金振り込まれたのか、逆に何億ってもらうのが、東華さんがもらう権利があったのが東北重機さんに行っているかもしれないし、東北重機さんがもらうのが行っているかもわかんないし、そういうふうになっては困るんで、だからそういうのを心配しているから、ちゃんと検収をしてやったんですかというのをお問い合わせしていたんですが、その辺どうなのか。それが非常に疑問に私は残るんです。本人同士がわかんないのに、一緒に請求しましたと。だから、その辺になると協議会さんがやったものだから、わかりませんという答えになってきたとしたら、それは非常に残念なことになるんでないかなと思いますよ。

○志賀委員長 津田さん。

○津田委員 ただいまの発言で少し足りないと思いましたので、発言させてください。ただいまの質問の部分で、わからないのは事実なんですけど、私がわからないのは事実なんですけど、我が社の担当者と事務局と市の担当者の方で私のわからない、請求書はきちんと上げているから間違いはないんですけれども。平米数違うってさっき申されたことを、私わからないからわからないって基本な話をしているんですけれども、何かの要件があってそれがどうのこうのというのは、市の担当者の方と旧連絡協議会の事務局と話し合った結果、我が社員はここはこういうふうにして、何かの実際やったところプラス何かがあるというのを、一緒にすると

か何とかって、それは今例えで言うんですけれども、それは市の担当者と旧事務局と我が社員とであったかもしれませんが、当局さんが何もしないで一方的にしたということではないかもしれませんが、今そういう平米数違うのは何で違うかというのが私わからないものですから、想像を含めてなんですけれども、あるとすればそういう話だということを私が説明していますので、そこを不足だと思って答弁させてもらいましたので、それを踏まえてうちの旧事務局、きょうは来ていませんが、改めて聞いていただければありがたいと思います。以上です。

○志賀委員長 その件に関しては、今回の参考人招致のときに「こういう問題についてお聞きしますよ」ということで、申請番号で全部羅列してあるんです。ですから、もう1回番号見ていただければ、該当物件がおわかりいただけると思いますので、その点で次回きちっとお返事いただければと思います。

小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今塩竈市としまして23年度の危険建物解体につきましては、種々の書類を整えた上でぎりぎり24年の5月にお支払いをします。そういった中で、事務手続的には複数の解体の書類、一括してお支払いをしたということになっております。そのあたりにつきましては、事務局とはやり取りをさせていただいて、精査してお支払いをさせていただいているところでございます。

なお、個々の島ごとに解体をいただいたものにつきましては、私どもとしましては災害復旧連絡協議会と契約をしております関係上、災害復旧連絡協議会のほうに各企業実際に行われた、東華さんですとか東北重機さんのほうで請求書上げてきた分につきましては、協議会を通じてきちっとお支払いをされているものだというふうに認識しております。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 請求されたものはちゃんとやっている、だからこんがらかっているのは同じものの個々の出された資料の中で、合体されている、合わさったというのが当人たちがわからない。それを協議会が請求したものは払いましたと、それは旧協議会さんが払ったのは、請求したから払いましたと。だから、それがちゃんと東北重機さんと東華さんにその分仕分けされて行っているんですかと心配したもので、またそういう何で面倒くさい、東華さんなり東北重機さんが請求されたものを旧協議会さんがまとめて請求して、それを分ければそれで済むことを、ある島の分は合わせて請求する、こっちのは合わせて請求する、だから何でそういう



ややこしいことをしたんですかと。そういうものの疑義というか、わかんない。それを市民に何で菊地さんが質問しているように、Aという業者が請求出したものを、Bという請求出したものが、それぞれに合わせて請求したと、だったらわかると。そしてもらって、A・B各社に分けたといんだったらわかるけれども、Aという会社のほうがBというのも入っていたり、Bという会社にAというのが入って、なぜそういう請求をするんですかと。そういう事務的なことが本当になっていたとしたら、何でそういう手間ひまかけてやるんですかと。そういうものをちゃんと検収したんですかというお伺いをしていたわけです。

あとそれは、そういった意味でなかなか「理解してください」と言われても、なぜそういうことをしたのか。きょう旧事務局長さんお見えになっていないので、その辺が理解に苦しむところの1つでございます。そして、市民の方もそういったやり取りをテレビで見ている方は、「やっぱりおかしいよね」というふうな声もあったのも事実でございます。

あと、もう1点参考人さんに教えていただきたいんですが、いわゆる交通船という項目が資料の中にあっただんですよ、浦戸関係で。それで、その交通船というのが簡単に言うと人員の輸送だけなのか、あと荷物を運ぶというんだと台船とか何かトラックだのというのが私なりの理解でよろしいのか、その辺確認をちょっとして、教えてください。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 船舶の種類は、雑種船という国では範囲に入れているのが、作業船とか曳き船は該当します。その中で、交通船というのは人を乗せて運ぶ仕事か、あともう1つは警戒業務というのがあるんですね。それを兼務するか、別々に専門に人を運ぶか、警戒業務を別にするかが仕事です。それから、曳き船はあくまで曳き船です。台船はあくまでも台船というのは物を積んで持っていくというのが、種別としてははっきり分かれています。混合することはありません。ただし、たまにですけれども、海に落ちたとか急に島の人がぐあい悪いというときは、交通船近くにいないときは引き船でも人を乗せて、自分船長以外に5名とか6名の定員というのを余計取ってございますので、曳き船でも交通船がわり通船がわりに、形が似ているものですから、用途としては急ぎのときとかてばっているときは使ったりはしています。そこは、ちょっと普通の方から見ると、通船も曳き船も似通って使っているんでわかりにくい場面だと思います。でも、用途としてはちゃんと分かれてございます。済みません、以上です。

○志賀委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほどの菊地委員の事務処理についてお答えをいたします。

ご理解いただけると思うんですが、あれだけの混乱の中でさまざまな事態が発生いたしました。特に浦戸島民の方々は、自分の家の証明すべき書類が全部流されてしまって、申請をしたくてもできないという方々が数多くおられました。当然、我々はそういった困っている市民の方々の需要にできるだけお応えしたい。事実、議員の皆様方からもいろいろな話持ち込まれましたよね、我々のほうに。あえて申し上げませんが、そういったことがいろいろありました。

でも、我々は被災者の方々の生活再建ということを最優先課題として、本当に必死の思いで取り組んでまいりました。今ご質問いただいた件につきましても、決して我々がそういうことをやりたいということじゃなくて、書類が整わない、しかしながら3月まで何とか解体できないかって切実なご相談をいただいたときに、今発注している工事の中で何とかそういうものを吸収して、少なくとも今危険な建物が解体されることによって、被災者の方々が少しでもお気持ちが休まればという思いで、本当に職員は必死の思いでそういうことをやってきたということは、この委員会の中でも繰り返し、繰り返しご説明申し上げました。本当に、議員の皆様方からもそういう切実なお声を、数多く寄せていただきました。我々は、一つ一つ大切な思いで取り組んでまいりましたよ。それがわからないと言われると、本当に職員何でここにいるのかという気持ちに、正直言ってなってしまう。

我々は、決してこういうことを意図してやったんじゃないということは、ぜひご理解いただきたい。本当に市民の方々のそういった切実なお困りごとを、1つでも2つでも解決して、安心してお暮らしかただけるということをいち早く提供させていただきたいという思いで、ずっと取り組んでまいりました。いろいろご疑問の点については、我々誠心誠意お答えをさせていただきます。ただ、そういう思いで今まで我々取り組んでまいったということについては、ぜひご理解をお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 私は、取り組んで一生懸命やられたというのは前々から評価して、感謝なり御礼申し上げます。しかしながら、今市長さん言った疑問とかそういうものは、誠心誠意説明してくださる。だから、新聞に載ったことでいろいろな住民からの説明責任、追及されます、我々も。ですから、その質問されたものの説明責任者として疑問があるから、「こういうの、どうですか」というのを聞いていて、別に行政の皆さんが、そして業界の皆さんが

あの混乱の時期に本当に一生懸命やられたという敬意も表したと私は思いますし、感謝もしている次第です。

しかしながら、新聞等でたたかれてから、塩竈の市民の方は疑義、議員さんたち何回も言うようですが「何やっているんですか」と。やっぱりあと議会報告回るときも、七、八名の方からちゃんと議会で調査して報告なさいよと、そういうふうには付託もされています。それをご理解していただきたいと思います。そんな意味で、私はこの委員会の果たす役割は市民の方に「ちゃんとやりましたよ」「こういうことがありましたよ」という報告ができるように委員会を開催してもらって、設置してもらって質疑応答しているんで、そのことは申し添えておきたいと思います。それで、ただやっぱり心配するのは、税金が本当に正しく使われて本当によかったかと、何回も言うようですがそういった思いで私は質問しているつもりでございます。そして、それが本当に塩竈市民にとって有意義な税金の使われ方だったなどという自信を持って、市民の方にお知らせできれば幸いに存じると思っています。

そんな中で、ですから確認ということではいろいろ参考人の方に台船の種類どうのこうのというのでも聞いたりしていますし、こういうのわかっていますかと、本人がわからないところでお金がどうのこうのとなれば、やっぱりそれは管理上、行政側の発注側がお金を払う段階でその辺がわかっている、理解していてそういうふうにしたんだよという説明がちゃんとなされれば、私は「ああ、ご苦労様です」って頭を下げたいと思います。ただそれだけのことで、私はそういう自分の強い信念と、塩竈市民のやっぱり声を心の中に置きながら質問させてもらっていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、最後になります。交通船、あと資料を見ると解体の大きいところでも数カ所「なし」というところがあるんですが、そういったところは普通の塩釜の巡航船を使われてその業務に当たられたのか、それとも解体するときに必ず交通船を利用して行ったものなのか、それだけ確認させてください。お願ひします。津田社長にお願ひします。

○志賀委員長 津田さん。

○津田社長 その種の現場を私は見ておりませんが、我が社の曳き船で台船、400トン、500トン、1,000トンの3種類あるんですが、作業員を乗せていくときがあるんですね。作業の内容によって、あと帰り乗ってくるときもありますので、日にちによっては台船に乗ってくれば、使わなければそれは請求書に上がらないんで、今おっしゃられましたように国の大切な税金を使わないで1回分得したということになると思ひます。ただ、朝はほとんど使っているはず

です。でも台船に乗っていく場面のときは、荷物積んで持っていくときもありますので、そのときときは「なし」という場面があるのは見ていませんけれども、往々にしてあると思います。以上でございます。

○志賀委員長 千葉さん。

○千葉社長 今回の東華さんの答えと同じです。ただ、私どもは当初船、交通船ありませんでしたので、巡航船で行ったときにそういうふうにしたかどうか、ちょっと担当者じゃないとわからないので、基本的には台船で例えば作業の内容で乗せていってもらえれば、今東華さんの社長さんが答えたのと同じような形で交通船なしと書いたかもわかりません。以上です。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろありがとうございました。やっぱり人のやり繰り、船のやり繰りって大変だと思います。私は、環境課に行って聞いたときは、たしか交通船というか今回のこの資料に載っているいわゆる「交通船」って書かれているものは、いわゆる島民の民間の船もチャーターしていたんですよというふうにお伺いしたんで、民間の方のご協力も得たんだなというふうに理解しています。そんな意味で、ただ大変教えていただくのに失礼なんですけど、63平方メートルくらいの解体をするのに、例えば7日間も台船で行っているというから、だからあとんと220平方メートルの解体するのに7日間の、台船じゃなかった、ごめんなさい、交通船利用というんで、だからそんなに解体する平米数が違って、行く人員なり何なりを、これには載っていませんけれども、交通船の回数しか載っていないんですけども、その大きさによってやっぱり人が変わっていたのかなという思いするんですけども。1隻で行くのに、例えば5人行くときもあれば8人載っていくときもあると思うんですね。そういった認識でよろしいんでしょうか。船を利用するときに、1隻チャーターすると。そのときには例えば3人くらいしか行かないときも、10人くらい乗るときもありますよと、そういう認識でいいんでしょうかという。済みません。

○志賀委員長 あと、面積もですね。解体面積も今話されました。じゃあ、津田さんお願いします。

○津田社長 まず交通船に乗る人数については、定員が10名の船もございますし、定員が十何名と、いろいろございます。2人乗せていっても、10名乗せていっても、1日は1日で料金は変わりません。これは、日本全国のルールでございます。

それから平米数については、ちょっとそれは私現場に余り行きませんので、やり方としては

いろいろあると思います。平米数大きくて、鉄筋コンクリートの場合ほうんと日数かかるかというところではなく、重機とそういう専門業者、解体業者、我が社は市さんから受注しましたが、解体についても解体の免許を持った業者じゃないと法律上下請けさせられないものですから、解体の免許、それから作業員別の運搬の免許を持った人をうちの船で運んでいっていろいろなことをしてもらったわけなんですけれども、大きければ大きいなりに一挙にやる手だても工法もございますし、小さいからじゃあ1日、2日でできるかということ、小さければ小さいなりにわずかの人間で1週間くらいかかる場合もありますから、それはちょっと私が今細々したことはちょっとわからないんで、その部分については正確にお答えできませんので、ご勘弁ください。

○志賀委員長 菊地委員。

○菊地委員 いろいろお伺いしました。それで、きょう休んだというか、どうしても出れなかったという参考人の方もおられました。私はきょうの質疑を通しまして、八、九割理解させてもらったという思いでおります。

あと、やっぱり最終的に各委員の皆さんのやり取りを聞いていますと、なぜ資料が出ないのかなというそういう疑義があるみたいなんで、私はその疑義が晴れますよう、市当局におかれましても旧協議会のほうに資料要求なり、出していただけるようさらなる努力をお願い申し上げまして、質疑を終わります。ありがとうございます。

○志賀委員長 私もちょうと質問させていただきたいので、委員長をかわりたいと思います。

午後 4時56分 休憩

---

午後 4時57分 再開

○鎌田副委員長 では交代をいたしまして、進めたいと思います。発言者は手を上げていただきたいと思います。志賀委員。

○志賀委員 先ほど来、ずっと有価物のことでいろいろ各委員から質問いただきました。それで、一番の認識というのは、まず有価物の単価の決め方、これは私仙台のほうに行ってスクラップ業者の方といろいろお話ししてきました。そうしたら、仙台の場合は鉄の山、アルミの山、銅の山、そういった山をつくってトータル何千トンで入札をしていたと。それは、大体単価的に15円から16円という値段で大体決まっていたと。それで、運ぶのは買い取った業者が自社に持ち込んで、それから分別をして、JFEなりに持ち込んで売却をして、そこで

利益を出していたというような話を聞いております。

ところが塩釜の場合、そういう当初から単価が決まらずにずっと進んできたというところにまた大きな問題がありまして、最終的に去年の1月10日でしたか、8円ということで決済をしたということですが。結局仙台の場合は入札で15円、そこで初めて混合有価物という表現になるわけですね、山は分かれていても。ところが、塩釜の場合は有価物がグレード別に分かれているにもかかわらず「混合だ」「混合だ」というところに、やっぱり話のすれ違いが生じているのかなと思います。

そして、先ほど来青南商事さんの仕切書の件でいろいろ話出ています。グレード別に細かく分かれております。例えば級外A1、A2、あと斜切SB、SA、それから雑線もあります。それからガス切りGBとかそういうものもあります。それから廃プラもあります。廃プラも30円なり35円なりで取り引きされています。そういうものも、仕切書にあります。そういうものが細々とあるにもかかわらず、アルミと銅だけがない。なぜなんだろうという疑問なんです。そこがきょうの議論の大きな点だと、私思っております。

ですから、本当にリサイクル会さんがアルミ・銅にかかわりがなかったのかどうかですね、もし阿部さんおわかりでしたらお答えいただきたいと思います。

○鎌田副委員長 阿部さん。

○阿部顧問 先ほどもご説明したとおりでございます、うちのほうとしてはあくまでも越の浦で車のほうに積んでもらったものを、青南商事に持っていったと。それだけでございます。ですから、私たちは混合だというふうに思っております。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 混合というとみんないっしょくたになるんですが、現実的には青南さんでは全部分かれていると、グレード別にね。ですから、あれだけ細かく分けているのに、アルミ・銅がないということは多分持っていないだろうというふうに、私感じているわけですが。やっぱりその辺が今後のまたひとつの調査対象になっていくのかなというふうに感じております。

それからあと、島民給与の件に関してなんですが、これも労災保険に関しては連絡協議会から先の東華さんなり東北重機さんが入っているからいいんだという事務局からのお話でした。これも、私労働基準監督署に行って確認いたしました。そうしますと、どこまでも元請けは連絡協議会であると。それで、連絡協議会が元請けであれば、連絡協議会が人を雇っている

んであれば、例えば解体に従事した場合は元請けとして全部の保険料を払わなければいけないと。これは、皆さんご存じのことですね。結局事業を受注すれば、そのかかる分の人件費はそっくり元請けが払うんだよという、これルールなわけですね。そして、瓦れき処理についてはどうですかって聞いたら、瓦れき処理に関してはそのルールじゃなくて、雇った人の分だけのやっぱりこれは労災保険は払わなきゃいけないと。そして、1人が31日以上継続雇用した場合は、当然これも雇用保険も払わなきゃいけないということだそうです。それで、そうなれば結局連絡協議会が56億円もの公共事業を請け負っている団体がそういう法律ののっとりたらないことをずっと2年間やってきたということ自体が、やはり問題なのかなと。それはやはり頼む側の監督責任が私はあるのではないのかなというふうに感じております。

それと、浦戸の家屋解体に関してですが、先ほど来面積が膨れ上がっているよという話がありました。その膨れ上がっている解体した家屋は、我々に一切知らされていないわけですね。我々の資料には、浦戸の解体家屋は102件しか上がってきていないんです、ずっと。ところが、先ほど来菊地委員が言ったように、そこに3軒、4軒、1軒に足されているんですね。それで800平方メートルくらい超えた建物になっていると。そうすると、当然申請書が出されているわけですから、我々の解体家屋の資料にそういうものが全部出てこなければ、私はいけないんじゃないかなと思っているんですね。

それで、環境省の東北事務所にも確認いたしました。環境課長から通達を見せていただきまして、通達の解釈について確認しました。「環境省は、その申請書の資格要件は何か決まっているんですか」って聞きましたら、「何も決まっておりません。そこまで環境省は立ち入りません。家屋解体に関しては、各地方行政の責任の中で一任しております」という話でした。ということは、塩竈市が1つのルールを決めていけば、そういう寄せたり何なりしなくたってできたはずなんですよ。そこが私疑問なんです。この点に関して、市長どうお考えでしょうか。

○鎌田副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 先ほど申し上げましたとおり、浦戸の住家については津波によりましてかなり大きな被害を受けております。したがって、その住居の規模等を証明するような資料も残念ながら流失をしてしまったと。あるいはさまざまな事情がありまして、そういったものを寄せ集めをしまして、例えば先ほど来ご説明をしております野々島地区のこの住家の解体工事の発注件数の中に、明らかにそれは寒風沢とかというようなことで具体的に明示してありま

すので、そういったものを寄せて工事として発注をさせていただいたということで私は理解いたしておりますが、なお担当のほうからその間の事情については詳しくご説明をいただきます。

○鎌田副委員長 小山産業環境部長。

○小山産業環境部長 今市長答弁申し上げたとおりでございますけれども、やはり島民からの資料のほうをいただきながら、解体業務のほうを一戸一戸進めておったわけでございます。そういった中で、やはり先ほどの事業年度の関係等々ございまして、やはりその年度内にきっちと業務のほうを完了させてお支払いをさせていただくという観点から、解体業務の部分について寄せて作業のほうさせていただいたというような内容でございます。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 確かに混乱はしていました。だけれども、例えば家屋のそういった書類がないということでお話ありましたけれども、じゃあ登記簿謄本とかやっぱりないんですかね、その家屋は。そういうところがあったにもかかわらず寄せているところもあるわけですね。だから、その必要書類がそろわないという言葉自体が、私はおかしいんじゃないかなど。何も申請されたものを申請件数として我々に提示していただければ、「これとこれ、寄せましたよ」ということで我々十分理解できるわけですよ。それについては、書類が例えば何がそろっていないんだということでは理解できるわけですが、ただ必要書類がそろわないから。だけれども、そろわないからと言いながら、見ていくとちゃんと寄せた建物にも登記簿謄本がこの前の資料で出てきていると。そうしたら、何がそろわないんだろうという疑問を持つわけです。

ですから、102件以外に何件申請があったのか、やっぱりそのところをしっかりと我々に提示していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○鎌田副委員長 菊池環境課長。

○菊池産業環境部環境課長 102件以外に、そのような野々島の例で、そこにまとめて解体した件数が申請件数ということでございますので、それはちょっとあと調べましてお知らせしたいというふうに考えております。以上です。

○鎌田副委員長 志賀委員。

○志賀委員 野々島だけじゃなくて寒風沢、桂島、全島にそういうのありますので、そのところ全部しっかりと出してください。それで、疑念をすっかりきれいにしましょうよ。それで、



そうするとその分は済むわけですから。

あと島民給与に関しては、先ほど来東華さん、東北重機さんで一応作業日報じゃなくて業務日報があるというお話でしたので、その業務日報をぜひ我々にご提示いただいて、それでやっぱり島民給与と称される作業員の数を我々がしっかりと精査して、それで問題なければそれ以上のこともないわけですし、やっぱりそのところ「ありません」「ありません」って突っぱねられると、また何回も何回もこの委員会を開かないと結局真実が追求できませんので、そのところぜひご協力お願いしたいと思います。

私、以上で質問を終わらせていただきます。

○鎌田副委員長　じゃあ、佐藤市長。

○佐藤市長　志賀委員から前段ご質問いただいた浦戸の解体業務については、「これこれこういう形で、こういう件数をまとめました」ということについて、なおご理解をいただきやすい資料を調整させていただきたいと思っております。（「一覧表も出せるでしょう」の声あり）それは出していますよね。（「102件入っていないんですよ」の声あり）それは、なお確認をさせていただきます。

それから、先ほど来業務日誌、工事日誌という形でいろいろ混乱をいたしておりますが、我々のほうでは業務日誌から拾った人数、あるいは機械等をいただいて、その月単位にまとめたものについては資料としてお出ししておりますが、それ以上の資料ということでありましたらまた改めてご相談をさせていただきたいと思っております。以上です。

○鎌田副委員長　志賀委員。

○志賀委員長　じゃあ、それぞれのわかる連絡協議会がつくったデータの裏付けとなる資料を、各社の日報をいただきたいと思っております。

○鎌田副委員長　ほかに。佐藤市長。

○佐藤市長　施工された方々と調整させていただいた上で、改めてまたご相談をさせていただきます。

○鎌田副委員長　ほかにご発言はございませんか。

なければ委員長と交代をいたします。

○志賀委員長　では、発言はございませんですね。

なければ、質疑を終了いたします。

参考人の皆様に対し、特別委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中

を本委員会にご出席いただき、貴重なご意見を賜り、心から感謝申し上げます。まことにありがとうございました。

なお、本日の委員会に招致いたしましたが、欠席した参考人について、次回の特別委員会に改めて参考人招致をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 ご異議なしと認め、本日欠席した参考人4名を、次回の参考人として招致することに決定いたしました。

ただいま決定した参考人は、次の方々です。元塩釜市災害復旧連絡協議会会長、和田電気工事株式会社代表取締役和田 忠さん。元塩釜市災害復旧連絡協議会事務局、株式会社千葉鳶代表取締役千葉勇夫さん。元塩釜市災害リサイクル会代表、株式会社豊島代表取締役坂本進さん。元塩釜市災害復旧連絡協議会外部監査人、税理士法人阿部会計事務所代表社員阿部喜和さん。以上の4名の方であります。

また、次回の特別委員会にこの4名以外で参考人として招致する方々がいれば、ご発言をお願いいたします。ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、ただいまご発言ありました方々を参考人として招致することに決定いたしました。

次に、追加の資料要求があればご発言お願いいたします。伊勢委員。

○伊勢委員 午後最初の質疑の中で越の浦の業務報告書、これは既にこういうのが出ていますので、特に青南商事の仕切書、平成23年から24年、25年かな、ちょっとその辺の仕切書が出せるものなら出していただきたいと、こういうことです。

○志賀委員長 青南商事さんの仕切書ですね、全期間にわたってですね。

高橋委員。

○高橋委員 島民給与にかかわる業務日報または業務日誌です。

○志賀委員長 そのほかにごありませんか。あと、私がさっき言ったやつをどなたか。浦戸の解体のやつを。菊地委員。

○菊地委員 浦戸の解体に関する102件以外の名簿というか、その件数を出していただきたいと思います。

○志賀委員長 ほかがありませんか。

では、ただいま要求のありました資料について、当局において確認をお願いいたします。内形副市長。

○内形副市長 3委員のほうから、資料要求がございました。確認させていただきます。

まず、伊勢委員から要求のございました有価物の青南商事の仕切書ということでございますが、前回要求ございました件なんでしょうか。それにつきましては、先ほど冒頭産業環境部長が答弁申し上げたとおりでございますが、向こうの事情がそういう事情であります。再度要求をお願いいたしたいと思ひますし、伊勢委員に確認させていただきますが、昨年11月27日開催の本委員会の（その6）のページ1・2・3で、市のほうに提出のあった仕切内訳につきましては年度別、月別でまとめさせていただいておりますので、もしこれで対応できるのであればこれをお願いいたしますし、なおそういった部分については再度お願いしたいと思います。

また高橋委員のほうからは、浦戸に係る雇用関係の雇用日誌、日報等でございますね。これも前回要求ございましたが、再度旧協議会のほうにはお願いしたいと思います。

また、菊地委員のほうからは浦戸危険家屋解体の102件のほかに寄せ集めた別部分の内訳を出していただきたいということでございます。これにつきましても、次回の委員会までに調整した上で提出させていただきたいと思ひます。

以上であります、私のほうから。

○志賀委員長 お諮りいたします。資料についてはただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○志賀委員長 異議なしと認め、さよう取り計らうことに決定いたします。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 5時10分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長 志賀勝利

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会副委員長 鎌田礼二